

令和2年 第2回臨時会 第3回臨時会 第4回定例会

喜界町議会同議録

令和2年11月2日 開会

令和2年11月2日 閉会

令和2年11月25日 開会

令和2年11月25日 閉会

令和2年12月4日 開会

令和2年12月11日 閉会

喜 界 町 議 会

令和2年第2回臨時会会議録目次

第1号（11月2日）（月曜日）

1、開 会	4
1、開 議	4
1、仮議席の指定	4
1、議長の選挙	4
1、議席の指定	6
1、会議録署名議員の指名	6
1、会期の決定	6
1、副議長の選挙	7
1、議席変更	8
1、常任委員の選任	9
1、議会運営委員の選任	9
1、奄美群島広域事務組合議員の選挙	10
1、大島地区消防組合議員の選挙	11
1、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙	11
1、大島地区農業共済組合議員の選挙	12
1、承認第15号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	13
1、承認第16号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	14
1、同意第13号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	16
1、同意第14号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	17
1、発議第4号上程 （質疑、討論、採決）	19
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	20
1、閉 会	20

令和2年第3回臨時会会議録目次

第1号（11月25日）（水曜日）

1、開 会	26
1、開 議	26
1、会議録署名議員の指名	26

1、会期の決定	26
1、議案第53号上程 (提案理由説明、質疑、討論、採決)	26
1、議案第54号上程 (提案理由説明、質疑、討論、採決)	28
1、議案第55号上程 (提案理由説明、質疑、討論、採決)	30
1、閉 会	31

令和2年第4回定例会会議録目次

第1号(12月4日)(金曜日)

1、開 会	37
1、開 議	37
1、会議録署名議員の指名	37
1、会期の決定	37
1、諸般の報告	37
1、所信表明	38
1、一般質問	40
1. 生駒 弘議員	40
【町民生活の安心安全について】	
2. 良岡理一郎議員	44
【新型コロナウイルス感染症対策について】	
【自然災害対策について】	
【共同墓について】	
【教職員の残業実態オンライン教育の準備について】	
【行政懇談会について】	
3. 米田信也議員	65
【空き家バンク制度について】	
【ゴミ問題について】	
4. 生島常範議員	72
【避難所の整備について】	
【集落担当職員の拡充について】	
5. 野間弘也議員	81
【町民との対話について】	
【役場庁舎の環境整備について】	
【ふるさと寄付金事業について】	

1、議案第56号～62号上程	93
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第63号～70号上程	96
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、陳情第2～3号上程	97
(委員会付託)	
1、散 会	97

第2号(12月11日)(金曜日)

1、開 議	101
1、行政報告	101
1、各常任委員長報告	102
(議案第56号)	
1、産業福祉常任委員長報告	107
(議案第57号～62号)	
1、各常任委員長報告	109
(議案第63号～70号)	
1、総務文教常任委員長報告	111
(陳情第3号)	
1、発議第5号上程	112
(質疑、討論、採決)	
1、発委第3号上程	113
(質疑、討論、採決)	
1、同意第15号上程	114
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	115
1、常任委員会の閉会中の継続審査の件について	115
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	115
1、閉 会	116

令和 2 年第 2 回喜界町議会臨時会

令和 2 年 11 月臨時議会

令和2年第2回喜界町議会臨時会会期日程

11月2日開会～11月2日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
11	2	月	本会議（開 会）	仮議席の指定・議長の選挙 議席の指定・副議長の選挙・常任委員の選任・議会運営委員の選任	

令和 2 年第 2 回喜界町議会臨時会

令和 2 年 11 月 2 日

(第 1 日)

令和2年第2回喜界町議会臨時会

令和2年11月2日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 仮議席の指定

○日程第2 議長の選挙

2. 議事日程（第1号の追加1）

○日程第1 議席の指定

○日程第2 会議録署名議員の指名

○日程第3 会期の決定

○日程第4 副議長の選挙

○追加日程第1 議席変更

○日程第5 常任委員の選任

○日程第6 議会運営委員の選任

○日程第7 奄美群島広域事務組合議員の選挙

○日程第8 大島地区消防組合議員の選挙

○日程第9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙

○日程第10 大島地区農業共済組合議員の選挙

○日程第11 承認第15号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

○日程第12 承認第16号 町長の給与特例に関する条例の専決処分について

○日程第13 同意第13号 監査委員の選任について

○日程第14 同意第14号 副町長の選任について

○日程第15 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	教育長	久保康治君
総務課長	吉沢伸一君	行政管理監	幸田勝光君
企画観光課長	中村幸雄君	町民税務課長	富充弘君
税対策監	岩松利和君	保健福祉課長	吉行進君
まちづくり課長	竹内功君	農業振興課長	武藤裕和君
会計管理者	徳勝志君	教委事務局長	菊地典子君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君	喜界分署長	徹島一秀君

△ 開 会 午前 9時30分

○事務局長（來 和法君）

皆様、改めましておはようございます。事務局長の來です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、幸議員が年長の議員でございますので、紹介いたします。

幸議員、どうぞよろしくお願いいいたします。

○臨時議長（幸 一美君）

おはようございます。ただいま紹介いただきました幸でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を務めますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第2回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○臨時議長（幸 一美君）

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（幸 一美君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまの着席の議席といたします。

△ 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（幸 一美君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（幸 一美君）

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に土岐和貴君及び米田信也君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名でお願いいたします。

配付をお願いします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（幸 一美君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（幸 一美君）

配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○臨時議長（幸 一美君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（來 和法君）

それでは、読み上げます。

1番、土岐議員。2番、米田議員。3番、生島議員。5番、倉橋議員。6番、榮 優太議員。7番、野間議員。8番、良岡議員。9番、河上議員。11番、榮 哲治議員。12番、生駒議員。13番、安田議員。10番、幸議員。

以上です。

○臨時議長（幸 一美君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（幸 一美君）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

土岐和貴君及び米田信也君、開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○臨時議長（幸 一美君）

ただいまの選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、榮 哲治君11票、生駒弘君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、榮 哲治君が議長に当選されました。

[議場開鎖]

○臨時議長（幸 一美君）

ただいま議長に当選されました榮 哲治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選告知をします。

榮 哲治君、あなたは議長に当選されました。議長就任の承諾及び挨拶をお願いします。

○11番（榮 哲治君）

このたび、議長に就任しました榮 哲治です。大変光栄に思うとともに重責を感じております。

これから、議会と執行部がお互いに切磋琢磨して喜界町発展のために頑張ってまいりますので、皆様方の御支援のほどを、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（幸 一美君）

それでは、榮 哲治議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。（拍手）

[議長交代]

○議長（榮 哲治君）

しばらく休憩します。開会は9時45分とします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時45分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しましたとおりでございます。

△ 日程第1 議席の指定

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席しているとおり指定します。

△ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、土岐和貴君及び米田信也君を指名します。

△ 日程第3 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本日の臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

△ 日程第4 副議長の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第4、副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（榮 哲治君）

ただいまの出席議員数は12名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、土岐和貴君及び米田信也君を指名します。
投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（榮 哲治君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○議長（榮 哲治君）

異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（來 和法君）

それでは、読み上げます。

1番、土岐議員。2番、米田議員。3番、生島議員。5番、倉橋議員。6番、榮 優太議員。
7番、野間議員。8番、良岡議員。9番、河上議員。10番、幸議員。12番、生駒議員。13番、
安田議員。11番、榮 哲治議員。

○議長（榮 哲治君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
土岐和貴君及び米田信也君、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（榮 哲治君）

選挙の結果を報告します。
投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、安田英次郎君12票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、安田英次郎君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（榮 哲治君）

ただいま副議長に当選されました安田英次郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選告知をします。

安田英次郎君、あなたは副議長に当選されました。副議長就任の承諾及び挨拶をお願いします。

○副議長（安田英次郎君）

改めましておはようございます。ただいまの選挙におきまして、副議長に当選させていただきました安田でございます。

副議長の職務は様々ございますが、まず、議長からの諮問機関としての仕事が第一、また議会運営をスムーズに円滑に進めていくのが主な仕事でございます。

ほかにも様々ございますが、各新たな新議員の皆様と、また12名の議員の皆様のお力添えを得て、議会がスムーズに運営できるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

△ 追加日程第1 議席変更

○議長（榮 哲治君）

お諮りします。

議長、副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思ひます。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議席の一部変更を行います。

変更する議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（來 和法君）

11番に生駒議員。

12番に安田議員。

13番に榮 哲治議員。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

ただいま指定しました議席に御着席ください。

△ 日程第5 常任委員の選任

○議長（榮 哲治君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、それぞれの常任委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これにより、各常任委員会ごとに、正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を、総務文教常任委員会は議員控室、産業福祉常任委員会は第1委員会室と定めます。

しばらく休憩とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時05分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務文教常任委員長に生駒 弘君、副委員長に河上弘仁君、産業福祉常任委員長に野間弘也君、副委員長に幸 一美君、以上のとおり報告します。

△ 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項及び喜界町議会運営に関する申合せ事項の規定により、お手元に配付のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時10分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が次のとおり決定しました旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に安田英次郎君、副委員長に生駒 弘君、以上のとおり報告します。

△ 日程第7 奄美群島広域事務組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第7、奄美群島広域事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

本件については、奄美群島広域事務組合同規約第5条の規定によって、関係市町村の議長となっています。

議長を本組合の議員に指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、奄美群島広域事務組合議員に議長を当選人と定めることに決定しました。

△ 日程第8 大島地区消防組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第8、大島地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区消防組合議員に生駒 弘君を指名します。

ただいま議長が指名しました生駒 弘君を、大島地区消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました生駒 弘君が、大島地区消防組合議員に当選されました。

△ 日程第9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第9、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議員に、野間弘也君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました野間弘也君を、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました野間弘也君が、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員に当選されました。

△ 日程第10 大島地区農業共済組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第10、大島地区農業共済組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区農業共済組合議員に、幸 一美君を指名します。

ただいま議長が指名しました幸 一美君を、大島地区農業共済組合議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました幸 一美君が、大島地区農業共済組合議員に当選されました。

暫時休憩します。再開は10時30分を予定しております。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第11 承認第15号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第11、承認第15号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは、承認第15号、専決処分について御報告申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和2年度喜界町一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,192万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ83億7,138万9,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、新たに災害復旧事業債を追加するものでございます。

それでは、2ページから3ページにおける、第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、全て増額でございます。分担金及び負担金1万円、国庫支出金6,050万円、繰入金4,591万5,000円、町債3,550万円を増額いたしました。

3 ページをお願いいたします。

歳出につきましても全て増額でございます。消防費853万2,000円、災害復旧費1億3,339万3,000円を増額いたしました。歳出の増額につきましては、防災災害対策の避難所の備品購入費と、台風10号の被害による農道、農地等の復旧費が主な要因でございます。

以上、御報告を申し上げますが、承認を賜りたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第15号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、承認第15号、専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第15号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第12 承認第16号 町長の給与特例に関する条例の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第12、承認第16号、町長の給与特例に関する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、続きまして、承認第16号、専決処分について御報告申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、町長の給与の特例に関する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

理由としましては、現在、町長等の給与の特例に関する条例で、町長の給料は10%カットしておりますが、コロナ禍において、財政は依然厳しい状況にあり、また、町民の思い、痛みを共有するため、町長の給料を来年3月までさらに10%カットし、20%に改めるものでございます。

承認したその日に専決処分をいたしまして、10月分の給料から適用しております。

以上、御報告申し上げますが、承認を賜りたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから、質疑を行います。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ただいまの提案につきまして2点質問いたします。

大変な環境の中ではありますけれども、1点は、群島内にあります12市町村のうち私の理解では6町村が、財政が厳しいということはいわゆる1割カットをやられているのは承知しておりますけれども、このように町長だけとはいえ、2割をカットするのは極めて珍しいと認識しますが、ほかの12市町村の首長の状況について伺いたいというのが一つ。

もう1点は、現在、本町の3役の皆さんに1割カットをお願いをしておりますけれども、町長が2割をカットした場合、3役でいらっしゃる副町長の皆さん、あるいは教育長の皆さんとの関係で、逆転現象が起きないでしょうか。

この事実関係について、以上2点を質問します。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず1点目なんですが、郡内の各市町村がどれだけの給料を取っておられるのか、正直申しまして、私はまだ今のところそういった認識はございません。町長になってまだ一月足らずですね。

今年のコロナ禍が発生しまして、実を申しますと私は3月議会で川島町長に御提案申し上げました。かなり財政も苦しくなるので、この3役の給料もあと10%カットしたらどうでしょうかということも申し上げたんですが、まだ時期尚早だったということもありまして、その後、御案内のように6月に辞職しまして、それからまたさらに本町でもコロナの感染者が出たということ、町内の経済もかなり今苦しい状態にあるということを考えまして、私はまず自分の給料を下げようということで、専決処分をさせていただきました。

それで、先ほど御提案もありましたけれども、この3役の中で、町長、副町長、教育長を20%も下げてしまうと、一般職との逆転現象が起きるものですから……。私に限っては、計算

してそれがなかったものですから、教育長と副町長に関しては据置きの10%カットという形で取らせていただきました。

そういう形で一応踏み切ったわけですが、本来なら議会にちゃんとした議案として提出して、議員の皆さんの御審議を仰ぐのが筋ですが、こういった緊急事態であったものですから、私の専決という形で御報告させていただきました。

どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（榮 哲治君）

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

これで質疑を終了します。

お諮りします。

承認第16号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、承認第16号、専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第16号、町長の給与特例に関する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第13 同意第13号 監査委員の選任について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、同意第13号、監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、榮 優太君の退場を求めます。

[榮 優太議員退場]

○議長（榮 哲治君）

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは続きまして、同意第13号、監査委員の選任についてお願いいたします。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求め
るものでございます。

住所、大島郡喜界町大字湾130番地。氏名、榮 優太。生年月日、昭和59年6月18日生まれ
でございます。

今回の議会選出の監査委員の選任に当たりましては、議会の推薦を受け、同氏を選出させて
いただきました。お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて、適任と思いま
すので、ぜひ同意をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第13号について、採決します。その採決は、起立によって行います。

本件に賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。

したがって、同意第13号、監査委員の選任については、同意することに決定しました。

榮 優太君の入場を許可します。

[榮 優太議員入場]

△ 日程第14 同意第14号 副町長の選任について

○議長（榮 哲治君）

日程第14、同意第14号、副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

同意第14号、副町長の選任についてお願いいたします。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求め

ものでございます。

住所、大島郡喜界町大字小野津777番地の1。氏名、金江 茂。生年月日、昭和34年1月24日生まれでございます。

今回の臨時議会での同意案件の提出につきましては、町長選挙のときに副町長が不在ということは、今までなかったところでございます。

御案内のとおり、私が町長選に立候補のため、6月に任期半ばで辞職し、現在も副町長不在となっております。町長に就任したその日に、新型コロナウイルスの感染者が確認されるなど、また、いつ起こるかもしれない自然災害を含め、危機に備えなければならないとされているところでございます。そのためには、町長を補佐し、職員の担任する事務を監督し、また、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどる、即戦力となる信頼できる人材を登用し、危機管理の面からも一刻も早く万全な体制を整えるため、今回の臨時議会に提出させていただいた次第でございます。

お手元に、履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、任期は令和2年11月2日から令和6年11月1日が任期となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

安田英次郎君。

○12番（安田英次郎君）

ただいま、町長から趣旨説明がございました。

本来なら、臨時会でこういう副町長の人事案件は出すべきものではありませんが、町長が述べられたように、今、新型コロナ、また副町長不在ということであって、総務課長及び各課長に負担が随分かかってくると。そういうことからして適任だと、副町長の人事案件をこの臨時会に上程したのはもっともだと思いますので、賛成したいと思います。

それで、簡単に起立採決でお願いをしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第14号について採決します。この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。

したがって、同意第14号、副町長の選任については、同意することに決定しました。

△ 日程第15 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（榮 哲治君）

日程第15、発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について、野間弘也君ほか3名より提出されておりますので、議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各機関への提出手続については一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

△ 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

お諮りします。

ただいま、議会運営委員長から、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年喜界町議会第2回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療・教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象なる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月2日
鹿児島県喜界町議会
議長 榮 哲治

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山東 昭子 殿
内閣総理大臣	菅 義偉 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	武田 良太 殿
厚生労働大臣	田村 憲久 殿
経済産業大臣	梶山 弘志 殿
内閣官房長官	加藤 勝信 殿
経済再生担当大臣	西村 康稔 殿
まち・ひと・しごと創生大臣	加藤 勝信 殿

令和 2 年第 3 回喜界町議会臨時会

令和 2 年 11 月臨時議会

令和2年第3回喜界町議会臨時会会期日程

11月25日開会～11月25日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
11	25	水	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

令和 2 年第 3 回喜界町議会臨時会

令和 2 年 11 月 25 日

(第 1 日)

令和2年第3回喜界町議会臨時会

令和2年11月25日（水曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第53号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第54号 公立学校情報機器購入事業に伴う物品売買契約の締結について
- 日程第5 議案第55号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
総務課長	吉沢伸一君	企画観光課長	中村幸雄君
町民税務課長	富充弘君	税対策監	岩松利和君
保健福祉課長	吉行進君	まちづくり課長	竹内功君
農業振興課長	武藤裕和君	会計管理者	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君
喜界分署長	徹島一秀君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和2年第3回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、生島常範君及び倉橋博都君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

△ 日程第3 議案第53号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、議案第53号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。ただいま上程されました議案第53号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

喜界町職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めらるものでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じて、職員（一般職）の任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当を0.05月分引き下げるもので、まず初めに、第1条、第2条の喜界町職員の給与に関する条例の改正を御説明いたします。

第1条が、令和2年12月の期末手当支給月数を1.3月分から0.05月分を引き下げて1.25月分とし、管理職においては1.1月分から0.05月分を引き下げて1.05月分に改め、第2条では、令和3年度以降の6月、12月分を1.275月分に、それから、管理職においては、1.075月分と、同一月数へ改めるものでございます。

また、再任用職員については、引用元の改正に伴う改正でございます。

次に、第3条、第4条は一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正でございます。

第3条が、第1条の職員の給与条例の改正に伴う期末手当支給月数の改正と、令和2年12月の期末手当支給月数を1.7月分から0.05月分を引き下げて、1.65月分に改めるものでございます。

第4条の改正は、第2条の職員の給与条例の改正に伴う期末手当支給月数の改正と、令和3年度以降の6月、12月分を1.675月分と、同一月数へ改めるものでございます。

なお、現在対象となる任期付職員はいないところでございます。

次に、第5条、第6条は喜界町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正でございます。会計年度任用職員の期末手当支給月数の変更でありまして、第1条、第2条で改正した職員の給与条例を準用する条文を改正するものでございます。

第5条では、令和2年の12月分を1.3月分から0.05月分を引き下げて、1.25月分に改め、第6条では、令和3年度以降の6月、12月分を1.275月分と、同一月数へ改めるものでございます。

しかし、会計年度任用職員の期末手当は、附則で、令和2年度は0.65月分、令和3年度は0.975月分、令和4年度は1.3月分と、段階的に引き上げるように定めております。したがって、この改正は令和2年度分、令和3年度分の支給月数を改めるものではございませんが、令和4年度分から職員と同一月数の1.275月分へ改正するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第54号 公立学校情報機器購入事業に伴う物品売買契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第4、議案第54号、公立学校情報機器購入事業に伴う物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第54号、公立学校情報機器購入事業に伴う物品売買契約の締結について、御説明申し上げます。

財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、契約目的は、公立学校情報機器購入事業に伴う物品売買契約。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は、2,474万4,500円。

契約の相手方は、鹿児島市金生町4番10号、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店、支店長福永志保でございます。

入札参加業者につきましては、西日本電信電話株式会社鹿児島支店、NECフィールドインテック株式会社、株式会社内田洋行九州支店、富士電機ITソリューション株式会社、リコージャパン株式会社鹿児島支社、南国殖産株式会社の6社でございます。

本議案につきましては、GIGAスクール構想の実現のため、小中学校の児童生徒に1人1台端末を購入するものでございます。

なお、業者の選定につきましては、鹿児島県教育庁義務教育課が主催する一般公募型による企画提案方式の共同調達に参加し、選定しております。

また、納期につきましては、令和3年3月31日を予定しているところでございます。

以上、御説明申し上げますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

米田信也君。

○2番（米田信也君）

すいません。このままでいいですかね。初めてなんですけれど。

[「立って立って」と呼ぶ者あり]

○2番（米田信也君）

立ってですか。

機器購入は、2,500万円ぐらいになってますけれども、学校のネット環境、Wi-Fiですね。環境については、これ以外の予算を取っておられるのかなと思ったんですけども、今の場所で質問していいのか、ちょっとあれなんですけど、どうなんですかね。

○議長（榮 哲治君）

ちょっとお待ちください。

米田信也君に申し上げます。議題外ですので……。

○2番（米田信也君）

分かりました。

○議長（榮 哲治君）

ほかに質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、公立学校情報機器購入事業に伴う物品売買契約の締結については

可決されました。

△ 日程第5 議案第55号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、議案第55号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第55号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

町長等の給与等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

人事院勧告に基づき、特別職、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当を0.05月分引き下げるもので、議案第53号同様に、令和2年12月の期末手当支給月数を0.05月分引き下げて、1.7月分から1.65月分とするものでございます。

また、第2条、第4条、第6条につきましては、令和3年度以降の6月、12月分を1.675月分と同一月数へ改めるものでございます。

以上御説明申しましたが、御審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

次に、本件に賛成者の発言を許可します。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

みなさん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。

私は、議案第55号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論に参加いたします。

人事院勧告に基づくこの種の条例改正案は、毎年のように提出されています。

私は職員の給与に関する条例の改正については、この4年間、賛成の立場で態度を示してまいりました。

一方、人事院勧告はこれまでも述べてきましたように、ストライキ権などの本来労働者に与えられるべき労働基本権を制約した代償措置としての機能を持っておりまして、公務員の給与水準を社会情勢に適用した適正な給与を確保するため、民間企業従業員の給与水準に合わせる、いわゆる民間準拠を基本としています。よって、人事院勧告を尊重し、職員分については賛成してきてまいりました。しかし、町長、副町長、教育長及び議員、私も含めまして、15名の特別職につきましては、職員給与とは性格上区別することが必要であり、何より町民の理解を得られないとして、この間の引上げについては、私は今年の第4回の定例会でも、このことを指摘して、反対をしてきたところでございます。しかし、今回、私たちが経験したことのない新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の下、コロナ対策で日夜奮闘されております職員の一時金を引き下げることにについては、若干の抵抗があるものの、人事院勧告を尊重し、特別職につきましても、コロナ禍の社会情勢を鑑みたとき、今回引下げの内容となる条例の改正については、やむを得ないものとして、賛成することを申し述べて、討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（榮 哲治君）

これから議案第55号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

令和 2 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 2 年 12 月議会

令和2年第4回喜界町議会定例会会期日程

12月4日開会～12月11日閉会 会期8日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
12	4	金	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	5	⊕	休 日		
	6	Ⓜ	休 日		
	7	月	常任委員会	付託議案審査	
	8	火	休 会		
	9	水	休 会		
	10	木	休 会		
	11	金	本会議	委員長報告・他	

令和 2 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 2 年 12 月 4 日

(第 1 日)

令和2年第4回喜界町議会定例会

令和2年12月4日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 所信表明

○日程第5 一般質問

通告順

1. 生駒 弘君

【町民生活の安心安全について】

2. 良岡理一郎君

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【自然災害対策について】

【共同墓について】

【教職員の残業実態オンライン教育の準備について】

【行政懇談会について】

3. 米田信也君

【空き家バンク制度について】

【ゴミ問題について】

4. 生島常範君

【避難所の整備について】

【集落担当職員の拡充について】

5. 野間弘也君

【町民との対話について】

【役場庁舎の環境整備について】

【ふるさと寄付金事業について】

○日程第6 議案第56号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

○日程第7 議案第57号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○日程第8 議案第58号 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第9 議案第59号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第60号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第61号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第62号 令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第63号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第64号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第65号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第66号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第67号 喜界町災害対策基金条例の制定について
- 日程第18 議案第68号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第69号 喜界町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第70号 団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更について
- 日程第21 陳情第2号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情について
- 日程第22 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
行政管理監	幸田勝光君	企画観光課長	中村幸雄君
町民税務課長	富充弘君	税対策監	岩松利和君
保健福祉課長	吉行進君	まちづくり課長	竹内功君
農業振興課長	武藤裕和君	会計管理者	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君
喜界分署長	徹島一秀君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和2年第4回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、榮 優太君及び野間弘也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11日までの8日間をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの8日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

11月18日、奄美市において、奄美市町村議会議長会と奄美群島広域事務組合議会定例会が開催されました。奄美市町村議会議長会では、各町村議会の改選に伴う議長交代で欠員となっていた役員の補充選任を指名推選で行い、会長に龍郷町の前田豊成議長、副会長に宇検村の杉浦治俊議長と、徳之島町の池山富良議長、監事に和泊町の永野利則議長と、私、榮 哲治が選任されました。

新役員の任期は、全役員の在任期間も含め、2023年2月までとするものであります。

次に奄美群島広域事務組合議会定例会では、指名推選により、議長に高岡秀規徳之島町長を、副議長に前田豊成龍郷町議会議長を選任し、2019年度一般会計決算や、奄美パーク事業特別会

計決算など3議案を認定し、2020年度一般会計補正予算など3議案を可決しました。

同組合の監査委員に森 光勝氏を再任する人事案に同意した。

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 所信表明

○議長（榮 哲治君）

日程第4、所信表明を行います。

町長より所信表明の申出がありますので、これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議員の皆様、それから傍聴席、そして、インターネットで中継を御覧の町民の皆様、おはようございます。

本日ここに、町長選挙後、初めての定例会となります、令和2年第4回定例会12月議会が開催されるに当たり、私の町政への所信の一端を申し上げ、町民の皆様、議員の皆様の御理解、それから御協力を賜りたいと存じます。

私は昭和56年から役場に勤め、4人の歴代町長、繁多さん、野村さん、加藤さん、そして川島前町長のもとに仕え、34年間奉職した後、5年前に定年退職いたしました。その後、再び川島前町長から、副町長として、昨年、選任いただき、町政の一端を担う一員に参画させていただくことになりました。

今年は新年から世界的に新型コロナウイルスの感染が広がり、未曾有の今まで経験したことのない混乱が続く中、当時、川島町長は、2期目の10月4日の任期満了をもって御勇退の意思が固く、町長から後継者としての指名、後押しもあり、熟慮に熟慮を重ね、町民の皆様からのぜひ出てほしいとの声もあり、今回初めて、町長選にチャレンジいたしました次第でございます。

去る9月27日の町長選挙では、20年ぶりとなる、まさに町を二分する激しい選挙となりましたが、町民の皆様の支援を賜り、当選させていただき、町政を預からせていただくことになりました。誠に身に余る光栄であるとともに、与えられた使命と責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いを感じているところでございます。

これからは今までの行政経験を生かし、選挙期間中に皆様とお約束しました政策を必ず実施し、活力ある子や孫の世代に残せるような、元気な島をつくっていく所存でございます。

それでは私の町政運営に対する基本姿勢と重点施策を申し述べてまいりたいと思います。

初めに基本姿勢について申し上げます。三つの基本的な姿勢で町政運営を行ってまいりたいと考えております。

一つ目は、対話を重視する姿勢でございます。町民の皆様の声にしっかり耳を傾け、町政側から町民の皆様に飛び込んでいくことが必要だと感じております。対話なくして島の未来なしをモットーに、対話を基本とした町政となるよう、実践してまいります。

現在はコロナ禍の中で人を集めるのが困難でございますので、方法や場所、それから日程等を調整し、できるだけ早く町民の皆さんと対話していきたいと思っているところでございます。

二つ目に、中立公正に徹する姿勢でございます。冒頭で申し上げましたが、20年ぶりの町長選挙となり、町を二分する激しい選挙となりました。しかし、選挙後はノーサイドです。私は、町長として真摯な姿勢を貫くことにより、中立で公正な行政運営を実施してまいります。

三つ目に、いつでも元気という姿勢でございます。持続可能な元気な島にするには、新型コロナ禍での経済の低迷、自然災害など、苦しいときほど、リーダー自ら元気を出し、全力で取り組むことが必要であると考えております。

次に町政運営に対する重点施策について申し上げます。

小粒でもきらりと輝くいい島の政策を継承しつつ、さらに発展するため、次の四つの輝きを元気な島をつくる重点施策として実施してまいります。

一つ目に、きらりと輝くための仕事を創設します。

地域で、若い世代が安心して働ける雇用の場を創設するため、サテライトオフィス等のICT企業誘致の推進をします。それから農林水産業は、本町の地域経済や雇用面でも果たす役割が大きく、若者にとっても魅力がある力強い産業へ成長するよう、農林水産業への就業促進と、第二地下ダムを見据えた農業振興、基幹作物さとうきびの増産、花卉園芸作物が安定的に生産され、出荷できるような対策の確立と、畜産・水産業の振興策を進めながら、地域ブランド育成と、高齢者の就業促進、従業者の後継者支援についても検討いたし、実施いたします。

二つ目に、きらりと輝くために人を呼び込みます。

人口減少のスピードを抑えるために、施策の一環として移住定住促進と受入れ体制の充実、また、新たなライフスタイルを創造する移住希望者やワーケーションの取組をし、関係人口の拡大に向けたプロモーションの推進、空き家の活用などを促進してまいります。商工業観光振興については、コロナ禍での支援を最優先として対策を講じていきながらも、農と食、海とサンゴ、埋文と歴史、自然と伝承文化、これらの資源を生かして持続可能な観光づくりを目指します。

三つ目に、きらりと輝く若い世代を後押しします。

若い世代の子育てに対する不安や負担を軽減し、子育てが楽しいと思えるような希望と活力を与えてくれる子供や、子育て家族を地域全体で支える組織的な支援体制づくりに取り組めます。

その施策として、結婚・子育てを応援するまちづくり、妊産婦の不安の解消、次世代を担う子供たちの、やる気に満ちたグローバル人材の育成とICT教育を推進し、高等学校存続に向けて県と連携を図りながら単独支援を積極的に実施いたします。家庭教育費の軽減に努め、社会教育においては、総合型地域スポーツクラブの推進、文化財の発掘、管理活用や、島唄、八月踊り、方言の保存、島特有の文化伝承に努めます。

四つ目に、きらりと輝く安心安全な暮らしができる島づくりをします。地域で連携し、住民同士で助け合うことが重要であるという住民の防災に対する意識向上を図るとともに、住民と行政が災害情報を共有し連携協働することにより、当面、緊急的なコロナ対策と、影響克服のための産業支援、住民主体の元気な地域づくり、災害に強く、人に優しいまちづくりの推進、防災・減災対策を推進します。

町民の幸福度や、生活の安心、満足度を高める地域づくりを実施するため、福祉施設全般に

については、高齢者や障がい者の支援など安心して暮らせる地域づくりに努め、医療体制確立への支援を実施いたします。

この四つの輝きを今後、予算等に反映させてまいります。

以上、私の基本姿勢と重点施策を述べさせていただきました。

結びに、議員の皆様におかれましては、町政運営への特段の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、町長就任の所信とさせていただきます。

○議長（榮 哲治君）

これで、所信表明を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第5、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

町民生活の安心安全について、生駒 弘君の発言を許可します。

生駒 弘君。

[生駒 弘君登壇]

○11番（生駒 弘君）

おはようございます。一般質問をさせていただきます。

結婚新生活支援事業の導入についてお伺いします。

結婚新生活支援事業は2016年に始まった事業で、結婚に伴う、新居への引越し費用や家賃などを国と自治体で半分ずつ補助し、新婚さんを応援するもので、政府は、この事業を少子化対策の柱の一つに位置づけ、来年度から、現行の30万円から60万円に倍増させる方針を固めています。公明党が取り組んできた新婚世帯への支援がさらに手厚くなります。

制度を巡っては、所得制限が厳しいといった声や、晩婚化が進む実態にそぐわないとの指摘があり、婚姻日の夫婦の年齢がともに34歳以下とする現行の年齢制限を39歳以下に引き上げ、また、収入要件についても、世帯所得340万円、年収480万円未満から、世帯所得400万円、年収約540万円未満に緩和するとしています。現在は、東京都や一部の県を除く280市町村が実施していますが、鹿児島県では、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市、東串良市、奄美では、瀬戸内町が実施しています。

喜界町でも、来年度から少子化対策の一環として結婚新生活支援事業を導入すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生駒議員の質問にお答えします。若干、議員がおっしゃったことと重複するところがあるかも分かりませんが、お許し願いたいと思います。

生駒議員の結婚新生活支援事業の導入についての御質問なんですが、今御説明がありましたとおり、結婚に際しての経済的な負担を軽減することで婚姻件数を増やし、ひいては出生率を高めたい。つまり、少子化対策の一環として、先ほど申しました2016年度に始まったようでございます。

実施主体は地方自治体となりますが、事業で実施する自治体に対して国が地域少子化対策重点推進交付金を交付する制度ということで、支給要件としては、先ほども申しましたが、年齢、それから年収上限等が設定されているようでございます。

全国的に約280市町村、これは全体の15%にとどまっている状況であるようでございます。このような状況を踏まえまして、町としましては、今後の検討研究課題として位置づけて、それから、まずはその前に、従来どおりの施策である妊産婦の経済的負担の軽減、それからハイリスク妊産婦出産支援、それから不妊治療費の支援、小中高生入学祝い金、それから保育所の整備等に重点を置き、長期的な子育て支援を緊急かつ優先的に講じてまいりたいと考えております。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

生駒 弘君。

○11番（生駒 弘君）

少子化対策の一番最初の、要するに入り口なんですよ、結婚というのは。今、喜界町で毎年のぐらい結婚されてるんですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ちょっと今、その点については資料を持ち合わせておりません。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長。

○町民税務課長（富 充弘君）

すいません、具体的な結婚者数については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、今年1月1日からの出生者数が約40名という数字になっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生駒 弘君。

○11番（生駒 弘君）

議会だよりじゃなくて、広報きかいを見ても、「いつまでもお幸せに」という欄が載ってるんですが、最後のページに。それを見ても、去年が、多分4組か5組だったような気がします。多分そんなに10組も20組、喜界町で結婚式があるとはとても考えられないので、多分、2組か3組、今の若い層を見てもそれぐらいになるんじゃないかなと思います。そうすれば、仮に3組だったとしても、三六、十八、180万。180万のうち、町が持つのは90万じゃないですか。そんぐらいのお金を出せないの。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えします。

先ほど私のほうから答弁した中で、検討課題とさせていただくと申しましたのは、これは決して金額の問題ではございません。今現在、結婚に対する意識と申しますか、かなり変わるところもありまして、また結婚の形態と申しますか、入籍しても婚姻届けになりますし、若い人が結婚式を挙げての結婚、いろんな結婚形態がありまして、先ほど年齢とか所得とか、そういった制限があると申しましたけども、その中に、どういうふうな今現在の結婚に対する考えですね、なぜ結婚しないのか、お金がないからだけなのか。それとも、今言う、この制度自体は、これは新婚のときに、なかなか家を探すのが大変だと、そういったものに手助けをするために金額的にやる、そういう方法もあるでしょう。しかし、それだけではなく、先ほど申しましたように金額がどうこうじゃなくて、我が島に、私たちの島にあった、なぜ結婚に踏み切れないのか、そういったもの。昔は、何と申しますか、おせっかいおばさんとかですね、結婚をするようにとか、そういった周りからの勧めとかありました。それを地域としての結婚の形態で、それをずっと守って来てますが、今の若い人たちが果たして本当にそういうような、お金があれば、例えば50万、60万あれば結婚に踏み切るのか、そういったこともちゃんと調査した上でということで研究課題とさせていただきたいというふうにお答えしたつもりでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生駒 弘君。

○11番（生駒 弘君）

分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、避難所になっている集落公民館の台風対策についてお伺いします。

今年9月に発生した台風10号は、特別警報級の猛烈な勢力で喜界島を直撃すると予想され、たくさんの人たちが公民館に避難しました。コンクリートの建物なので飛ばされる心配はないんですが、周りの木や物が飛んできてガラスが割れるのではないかと心配だったみたいで、雨戸をつけられないかとの相談がありました。

雨戸をつけるとか、アルミ製の格子をつけるなど、何らかの対策をすべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生駒議員の町民生活の安心安全に関する質問にお答えします。

私が先ほども申しました、「災害に強く人に優しいまちづくりの推進のために」の重要案件の一つでもあります。結論として申し上げます。これは必ず必要です。考えております。

その理由としまして、台風対策として集落公民館への雨戸の設置についてですが、現在の状況はどうかと申しますと、集落公民館、一般的に公民館と呼ばれているものが34施設、それか

ら地区センター等が7施設ありまして、そのうち雨戸が設置してあるのは阿伝公民館1か所のみでございます。

現在の大規模化した台風の状況、また、今後ますますそういった台風の発生が増えるであろうと予想されている中で、また今年の台風10号の際の避難所の状況等を勘案しますと、集落公民館もそうですが、避難施設の防災機能強化はますます重要になってきていると認識しております。

各公民館ごとに窓の形状も違います。どういう対応ができるのかも含め、点検、検討し、避難所として実績のある施設を優先的に整備する方向で調整していきたいと思っております。

それから、雨戸に限らず外トイレの解消など総合的な防災機能強化を今後も継続的に行ってまいり所存でございます。

○議長（榮 哲治君）

生駒 弘君。

○11番（生駒 弘君）

地球温暖化のせいで台風も巨大化してるし、スーパー台風と言われるような台風が次々と発生して、あちこちで大被害を起こしてるんですが、喜界町の場合は、台風が来ると必ず停電します。それが連続で台風が来たりすると停電が長引く場合もあるし、台風が強ければ強いほど停電の期間が長くなるんじゃないかと予想されます。避難所に避難してる方々も、停電すると非常に大変な思いをするわけで、避難所に発電機を貸し出すとか、設置しておくとかやったほうがいいんじゃないかと思うんですが、そういったのはどう考えられますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

ただいまの生駒議員の御質問ですが、停電の際の対応ですけれども、計画的に主要な避難所につきましては発電機を設置しております。それから、発電機に限らず、小型で蓄電機といいますか、蓄電をした状態で、例えば携帯の充電とか、一時的ですけれども、そういったものに最低限使えるような形のものも、今準備をしているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生駒 弘君。

○11番（生駒 弘君）

分かりました。町民が、安心して暮らせるようなまちづくりを、今後、お願いしたいと思っております。また一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで生駒 弘君の一般質問を終わります。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策についてほか4件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。

私は、3月の議会、6月議会、9月議会、そして、この12月議会におきましても、主な質問は、この新型コロナウイルス感染症対策、これを中心に、この間、執行部が検討したであろう内容につきまして、点検なり意見を申し上げさせていただいております。そして本日はコロナ対策以外にも、自然災害対策、先ほど生駒議員も幾つか取り上げておりましたが、自然災害対策、そして町民の要求が強い共同墓の問題、そして、町長と町民の行政懇談会の問題、あと教育委員会に関わる幾つかの問題、これについて質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策につきましてですが、この質問通告書は11月18日の時点で作成し、事務局へ提出させていただいております。現在、第3波の感染拡大が懸念されているわけでありまして、今日までの状況は目まぐるしく変化しております。それを踏まえて、直近の新しいデータ、新しい知見で答弁をお願いしたいというふうに思います。

今、全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増し、連日、新規の陽性者数が最多を記録しております。北海道、首都圏、中部圏、大阪などでは、重症患者の増大が、病院のベッドや、看護師などのいわゆるマンパワーといわれる部分であります。医療従事者の不足などで医療体制が機能不全になる医療崩壊が危惧されております。

また、鹿児島県におきましては、この8月末に従来未公表でありました医療機関につきまして、名称を医療機関の了解を得られれば公表してもいいと、公表するということが新たな展開としてありまして、本町にありましては、徳洲会の名前が既に出されております。そして、新たな点では、保健所の皆さんの勤務時間が終わった後、そして休日等については、この徳洲会の皆さんが取りあえずの対応はすると、電話対応はすると、こういう新たな環境も生まれております。

さて本町におきましても、この第3波、もう既に全国的に入っているわけでありましてけれども、この間の経験、教訓を踏まえて修正すべきところは修正して、新たに加えることは加えて、この第3波に立ち向かっていく、こういう陣形、体制をつくるのが今求められてるんだろうと思います。

そこで伺います。

質問要旨（1）、10月初旬の本町初の感染確認の対応について伺いたいと思います。最初の感染が確認されたとする10月5日から、警戒レベルを4から3に引き下げた10月20日の間の主な出来事、これは主に防災行政無線で町民に案内しているかと思うんですが、それがベストなんでしょうかと思いますが、この主な出来事と、町としての対応はどういうふうなことをやったのかを説明いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま良岡議員から、10月5日から20日までの出来事を時系列で述べよとの御質問がございました。もちろん、質問通告を受け、準備をしておりますが、実は今でも私はこれを読むのをためらっております。と申しますのは、内容は当時の報道や情報無線、ホームページなどで発表、お知らせしたもの以外はございません。自分がこうして時系列に改めてまとめたものを読むだけでも、あのときの不安と緊張感がよみがえってきます。これを改めて、罹災者本人や、濃厚接触者としてPCR検査を受けられた方、その御家族、関係者がこれを聞いたとき、あのときの不安と恐怖がフラッシュバックしないかと、とても心配しております。

議長、そこで議長にお願いします。どうしてもこれを答弁しないと次の質問に支障があるのかを良岡議員に確認していただけないでしょうか。直接私から質問はできないでしょうから、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

まさに今町長がおっしゃったような問題が町民に起きたわけです。起きてるんです。だからこそ、同じような、私から言わせればね、もっと丁寧に進めなきゃいかん部分があったんじゃないかと。これを明らかにしていく必要があるだろうというふうに思います。ただ、町長御自身のお気持ちもあるようでありますから。

私のほうとしては、この10月5日の新型コロナウイルス感染症の発表から、そして10月14日、20日に終わりますよという過程の中で、結果として伺いたい。町長がそういうふうな町民の皆さんへの配慮があるのであれば、そこはあえて言わなくても結構です。結論からいきましょう。

この感染症が確認されましたのは、陽性が1名、そして、偽陽性が1名、濃厚接触者が27名ということによろしいですか、結果は。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

人数的に今、私のところでまとめてあるものは集計してございませんが、まず、これを申し上げますとどうしても特定になりますので申し上げにくいんですが、私が就任した5日の午後に感染者が判明いたしまして、感染者が発生したということで、まず保健所から連絡があったんですが、そのときの濃厚接触者、私のほうでは1歳男児の濃厚接触者が20名と今ここでは記録が出ております。その後、40歳の女性が陽性ということで、濃厚接触者が3名、これが濃厚接触者の人数かと思えます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は濃厚接触者が何人いたかを質しているわけでありませぬ。5日から19日までの間に、防災無線を通じまして、町が発信している情報を集計しますと、陽性の方が1名、そして偽陽性、偽陽性というのはイコール陰性ですけれど、陰性の方が1名、それ以外の方が濃厚接触者の陰性が7名、こういう集計データになりませぬかということを知りたいんです。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

まず良岡議員おっしゃったとおり、陽性患者が1名、それから、偽陽性で県が取り下げた件が1名ということになります。

濃厚接触者につきましては、初めの1歳男児の濃厚接触者が20名です。それから40代の女性の濃厚接触者が3名ということになっております。以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今の課長のお話ですと、いわゆる濃厚接触者で陰性と判断したのは23名ということになるわけですか。では、防災行政無線以外にもあったということですね。それはそれで結構です。

次の質問に移ります。

②、5日の日に抗原検査で感染を発表しました1歳の男児と言われる方については、PCR検査の結果、偽陽性だったというふうになってるわけでありますが、ちなみに偽陽性っていうのは、文書上は見れば分かるんだけど、陽性の疑いがあるという意味じゃなくて、明らかに偽、偽善の偽、偽物で、これは陽性ではないという意味での偽陽性であります。そういう点でイコール陰性であるわけでありますが、そういうふうな中で、これは後ほどももちろんやりますけども、町民の中で相当の混乱が起きたということでありまして。結果としてはね。

そういう点で、当初の発表、5日にあった発表、10月5日の発表、そのときには、どういふふうな検査をしたかは言っておりません。発生したということだけを言っているわけですね。そして2日後の7日には、これを偽陽性だったと。PCR結果ね。こういうことにされているわけです。そういう点で、この発表の時期は適切であったのか。もっとストレートに言えば、PCR検査を待つべきじゃなかったかということです。説明を求めます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの②の御質問にお答えします。

感染確認の発表時期についてですが、発熱等により新型コロナウイルスの感染が疑われると医師が判断した場合、症状により抗原検査またはPCR検査が実施されます。その結果を踏まえて、医師が保健所に発生届を提出し、県が感染確認の発表をいたします。

今回は離島での感染確認であり、感染拡大を防止する観点や検査結果に時間を要すること等を勘案し、早急な判断が必要だったことなどから、今回の発表時期は適切であったと私どもは思っております。

議員がおっしゃるように、これを町がこれを発表するかしないかとかいう判断するのではありません。保健所のほうから「感染しました」と報告があったんです。そしてその日の6時頃記者発表しますよと。その連絡に基づいて、私どもは、その時間を待つのか、それとも早めに

町民に対策を講じるために情報無線で放送するのか。その5日のときは、6時前の4時40分頃、私が直にマイクを取りまして、防災無線で町民の皆さんにその旨をお伝えしました。もう一度申し上げます。これは町が、私どもが、判断する事項ではございません。県の保健所からそういった確認が来るわけです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この間、防災行政無線で報じられておりますのは、本町の対策本部、本部長から情報発信されていますよね。これは中はいろいろあるでしょう。保健所の関係とか病院の関係とかね、いろいろあるかもしれんけども、町民との関係では、町長、あなたが対策本部長として情報発信するわけだから、内部の事情はどうでもいいんですよ。町として責任を持ってやっぱり出すべきでしょうということです。

ちなみにですね、この偽陽性の問題は、全国的にも幾つか起きておまして、神奈川県横浜市の事例をちょっと紹介しておきたいと思うんですが、横浜市では、8月23日から10月1日で1,370人の感染を発表しました。1,370人です。ところが、その後の調査で、7人が医療機関から取下げがあったということで、まさに本町で来たことと同じことが起きたわけですね。7人が多いのかどうかというのはありますけれども、1,370人の感染者の中の7人が多いのかどうかというのがあるんだけど、そこで、横浜市の健康安全の医務官の方、お医者さんですけど、こういうふうにおっしゃってるわけです。

検査に偽陽性はつきもの。無症状やコロナと関係なさそうな症状を訴える患者が抗原検査となった場合は、一時隔離をして経過を見るなど、慎重に判断をしてほしい。つまり、偽陽性で発表したことの社会的な影響度、インパクト、圧力が物すごく強いということの反省からこういうことを指摘してるわけです、横浜市の場合は。

この間の経過はいろいろあったとしてもですね、私は今後、これから第3波が来るときに偽陽性という結果が出ないように、もっと慎重に町民向けのアナウンスはすべきだと思いますが、町長いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

他市町村の事例を今述べましたが、先ほど申しました、あの時点での判断というのは、対策本部としては、県の名瀬保健所からの報告をもって公表しました。それがもし、もしという話はあまりしたくないんですが、私どもは法にのっとってですね、対策本部として、そういった上で公表しました。それが結果的にこういう偽陽性というような形で取下げもございましたけれども、それでは、それを待たずに、待たずといいますか、PCR検査を待つと、そのときは3日4日かかるような状況でした。そのときは台風も接近しておりました。そういった中で、県がこうして発表しているのに町は何も公表しない、それが正しいと言えるでしょうか。

失礼します。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今、議員が一般質問をしてるんです。執行部には、御存じですよ、反論権はありません。

○町長（隈崎悦男君）

申し訳ない。

○8番（良岡理一郎君）

御存じですね。反問はできますが反論はできないんです。

○町長（隈崎悦男君）

申し訳ないです。

○8番（良岡理一郎君）

それを踏まえてね、私は今回のね、場面がそういう判断も一つあるだろうとは思ってますよ。課長ともそういう話をさせてもらいましたけども。ただ今後を考えた場合、もっと慎重になるべきだと。慎重になるべきとして、何をどう努力するかは後ほど質問でやります。残念ながら、この現況の評価については町長はそういうお考えだということで私は受け止めておきたいと思えます。

次に進みたいと思います。

③、感染者が確認された後の隔離、いわゆる保護については、医療機関、そして宿泊療養施設、この二つの施設が基本的な前提としてあるわけでありますが、10月7日に発表されました40代女の方はどこに隔離されたんですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えします。

感染者の隔離についてですが、現在、新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症者や無症状者については、宿泊施設や自宅での療養が可能となっております。今回の場合は、症状により、保健所及び医師の判断により自宅での療養となっております。

この場合、生活空間を分けることや、家族との接触は最小限とするなどの指示があり、医療スタッフが1日1回以上、健康状態を把握し、管理することになっておるようでございます。

ただいまの御質問につきましては、自宅での療養は適切であったと認識しております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

これは、この間の議会でも議論したところでありますけれども、世の中全体の流れとしては、いわゆる家庭感染が増えてると。家庭での感染ね。最近の東京都の調査でも感染経路の半分は家庭ですよ。ですから、その前の段階から家庭が発生源になるということで、家庭をやめようというのが、前々回、課長と私が確認した内容なんです。いつ、家庭でもいいというふうに復活したんですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

先ほど町長からもありましたとおり、軽症者や無症状者については、宿泊施設や自分の家でも療養が可能だということで、よりよいのは病院へ入院という形になりますが、その次によいのは宿泊施設ということになります。これは医療崩壊を防ぐというのが目的になっておりますので、どうしても宿泊施設等が準備できないときには自分の家でということになります。そうでなければ、他の病院、感染症の専門病院に入院ということになったりしますので、安全性が第一になりますけれども、その時々現状におきまして、家で療養ということもあり得ると考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

与論が、結果的にはクラスター状態になりましたよね。51名の方が感染ということで、地元紙、名前を言ってもいいと思うんだけど南海日日新聞の11月10日付を見ますと、この51名の出た方については、地理的な場所はどこに行った、そしてその都市の医療機関に行ったのか宿泊施設へ行ったのか、これが翌日の新聞に全部載ってるわけですよ。

ちなみに紹介しますとね、この11月10日付の新聞によりますと、与論の51名の方については、県本土が23名。これは与論に住んでる方たちはこれは非常にありがたいわけですよ。自分たちが感染するリスクがありませんから。県本土23名で、その23名のうち医療機関が14名で、宿泊療養施設、これが1人、こうなってるわけです。それ以外に、奄美大島、奄美市だと思んですが、これが19人、そして、医療機関2名、そして宿泊施設が17人です。与論の隣にあります沖永良部島、そこにも1人行って、これは医療機関に入ってる、こういうことです。肝心のクラスターが発生した与論島については、6人の方のうち5人が医療機関なんです。そして、自宅待機が1名、こうなってるわけです。ですから、与論島の自宅待機1名についての詳細は分かりませんが、これが数値としては出てきてると。

つまり、当事者だけじゃなくて、周辺にいらっしゃる方たちが安心して生活できるわけですよ、こういうデータを出してくれれば。そうでしょう。自宅にいらっしゃるとなると、やっぱりいろんな疑心暗鬼も出てきます。後ほど紹介しますけどもね。そういう点では、自宅待機はやはりやめるべきだと思うんです。そして、町民に情報発信をするときには、感染者が出たときは、この方は医療機関で、いわゆる隔離してます、入ってもらってますと。あるいはそういう宿泊療養施設に入っている、こういう情報も一緒に流してほしいんですよ。そうしませんと町民は疑心暗鬼になっちゃいます。町長、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今議員がおっしゃってることは本当に大変微妙なところでございまして、次のときにも出る

でしょうけれども、誹謗中傷とか、そういったものにもつながる事案でございます。

ただいま、ちょっと申しましたけれども、今、無症状、それから症状がない方については自宅でもオーケーだよということで対応してるわけです。先ほど与論町のことを申されましたけれども、確かに、与論町の場合はクラスター、また特異な事例でございました。症状もどういふふうになっていたのか、私も詳細は分かりませんが、今議員も1名に関しては詳細は分かりませんがとおっしゃりながら自宅待機であると申されました。それを、全て避難するのか。今言うように、自宅に避難すると周りが疑心暗鬼になって誹謗中傷になるのか。そういったことを言うこと自体が、私は、はっきり申しまして誹謗中傷につながる事案ではないかと思えます。こういう公の場それを申し上げるべきではない、私はそう思っております。

確かに本部としては、安心な隔離といいますか、離す方法を考えます。でもそれは病院とか、専門的な保健所さんの判断に基づいてやるしかないんです。

議員のおっしゃってることは本当に分かります。クラスター的に大人数発生したときには、それこそ家庭で見るといふのも大変でしょう。とって島の医療機関でも大変でしょう。そのときに大島とか鹿児島とかのほうに搬送しなきゃいけないというような事態になろうかと思えます。でも、今回の場合はそうではなかったんです。そこをぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

本町には宿泊療養施設は確保できてますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

宿泊療養施設につきましては県が準備をするということになっております。それを町が支援するということになっております。現在のところ指定された宿泊療養施設というのは本町にはございません。しかしながら、クラスターとかが発生したときには、宿泊事業者にも協力をさせていただいて、それを設置するということになろうかと思えます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

全国的に第3波ということで、皆さん非常に緊張感を持った日々の生活をやってるわけでありまして、私としては、町民の皆さんが安心して生活できるように情報発信をきちんとすべきだと思うんですよ。その場合、世のメディアでも言われてるように、やはり家庭感染が今問題になってるわけですね。家族間の感染が問題になってるわけですよ。そういうときに、医療機器がどうのこうのとかいろいろあるんでしょうけれども、町としてはそういうことはしないで、きちんと、いわゆる宿泊の療養施設をちゃんと用意して動く、こういうふうなことをおっしゃっていただければ町民は安心できると思うんです。これから増えるかもしれませんよ、第3波となると。いかがですか。ちゃんと用意をする。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今、担当課長が申しましたけれども、私が副町長当時、6月半ばまでやっておりましたが、その前から、国の非常事態宣言を受けまして、そういった体制づくりはやっておりました。島の宿泊施設のほうも、そういったときにはぜひ利用しても構いませんよという体制づくりはしておりました。それがいつでもできるようにというのはなかなか難しい面もありますけども、そういった体制づくりはやっております。それがどこかというのは公表できませんけれども、そういったものも対策としてはやっておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今回、自宅での療養があったということで、集落でも結構大変な状況が起きたようであります。そういう点では、自宅は使わない、いわゆる医療機関使うとか、あるいはしっかりしたそういう宿泊療養施設、そこを利用する、そういう方向で最大の努力をしてもらいたいと思うんです。

次に進みます。

④であります。これも今の議論と重なる部分がありますが、偽陽性、つまり陰性だったわけです、結果。この1歳児の男児の御家族の皆さんとか、御家族と交流があった多くの方々に、いわゆる風評被害が発生したわけです。萎縮した生活、自分自身がひよっとしたら感染してるんじゃないかと社会生活が一気に縮まってしまう、こういう問題もあったわけでありまして。そして、今もう議論しましたから結構なんですけどもね、40代の女性の場合も、集落の皆さんはどうなんだということで、結構、大変な思いをされたということもありますので、先ほど言った方向でぜひとも努力していただきたいと思います。

次の質問要旨の2に進みます。

今起きてるいろんな問題を解決するには、私は、PCR検査を本町でできる、この体制を早急につくり上げるべきだと思うんですよ。町長も先ほどおっしゃってますけども、台風の最中に検体を運ぶのはどうするだとか、それで二、三日遅れた問題だとか、あるいは、いわゆる抗原検査、これは時間早いんだけど、ちょっと精度に欠ける問題だとか、こういう問題を解決するには、本町でもPCR検査機を設置をして、それでそれを使いこなせる体制もつくって、いつでも対応できる、そういうふうになれば、正確な情報が把握できて、なおかつ適切な対応ができる、こういうふうに考えますがどうでしょうかということですが。

その前に、①の抗原検査とPCR検査の状況が今どうなってるかをお伺いしたいんですけども、議員の皆さんと執行部の皆さんについては、ちょっと簡単な資料ですけれども、この両検査の違い、これを簡単な表で資料出しておりますので、これも御覧いただきながら執行部の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今お尋ねは抗原検査、それからPCR検査の現状についてですか。

○8番（良岡理一郎君）

はい。

○町長（隈崎悦男君）

お答えします。

御案内のとおり、抗原検査は現在行われてるインフルエンザと同様の簡易検査でございます。特別な検査機器や試薬を必要とせず、30分ほどで結果が出ます。PCR検査よりも精度が低いため、迅速な診断が必要な場合や、PCR検査との組合せで活用されているようでございます。本町におけるPCR検査につきましては、通常の検査では、検体の採取から結果の数値までは、航空便を利用して3日ほどを要しています。今回のように濃厚接触者の検査の場合は緊急的な対応になります。翌日には結果が判明いたします。どちらの検査をするかにつきましては、患者の症状により医師が判断することとなっているようでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

まだ幸いにしまして喜界町は都市部ほどの感染者は確認できておりません。大丈夫だと思うんです。今後を考えた場合、やはりPCR検査をしていく、②のところではありますが、世界保健機関につきましては、私は何度も言っておりますが、とにかくこのウイルスと戦うには、とにかく検査をしなくちゃいけない。徹底して検査をする。特に今動き回っている軽症者の方、自覚ない方たちが、本人は自分は菌を持っていると思わないで動いているわけで、それが一気に感染を拡大している。こういうことが周知の事実になっているわけでありますから、本町にもいっしょやるかもしれません。そういう点では、検査は徹底してやらなくちゃいかんということになると思います。

そして最近の傾向としましては、今朝もテレビで報道されておりましたけども、やはり医療機関だとか、あるいは高齢者の介護施設等が最近ではクラスター化する、こういうのが盛んに報道されておるわけであります。私は、特に最近の状況を踏まえれば、まずは、病院とか介護施設等への社会的な検査と言われるPCR検査をやっていただく。きちんと用意をしてね。これが町民も安心安全に不可欠だと思うわけであります。行政検査とか、社会的検査とか、最近なじみのない言葉も出てくるわけでありますが、得に社会的検査は最近特に出てきておりますが、念のためちょっと説明させていただきますと、医療機関、病院や診療所、そして、介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなどで、クラスターいわゆる感染集団化が発生すれば多大な影響が出る施設等というふうに言われております。そこはきちんとPCR検査をしましょうと、これが社会的な検査ということであります。

参考までに、11月24日時点の厚労省の調査によりますと、このクラスターの発生の中心は、医療機関と介護福祉施設だということも報道されております。先ほどの10月の事例も含め、そして今後の第3波を考えた場合、私は町内でのPCR検査を急ぐきであると、そういう体制を

つくるべきだというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

次にPCR検査体制の準備状況についてお尋ねかと思います。

現在本町におけるPCR検査は、感染が疑われる方や、濃厚接触者に対して保健所の判断において行われる行政検査が実施されております。先ほど言われました社会経済活動上の検査を必要とする方々の検査につきましても、国の方針に沿って適切に対応できるよう、医療機関と連携を図りたいと考えております。本町でのPCR検査体制の整備につきましては、現在、医療機関と連携して準備を進めているところでございます。

それから良岡議員が度々おっしゃるんですが、WHOの検査、検査、検査に関しては、3月16日のマスコミ等の発表等にありまして、また翌日からは、これは一部の切取りだと。WHOが実際に注釈といいますか、まだ出ていないのは、WHOが声明文に、感染が確認された人の接触者でCOVID-19の症状を示している場合においてのみ検査を推奨しているというような注釈をつけているという報道もなされておりますが、それはなかなかおっしゃいませんが、その辺はいろんな考えがあろうかと思えます。ですから私どもは先ほど申しましたように、国が示す対応を適切に実施できるように今やっております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

世界保健機関の見解について町長と議論するつもりはありませんけれども、いずれにしても初期の段階では、とにかく右往左往しないでまず検査をしっかりしなさいと、こういうことが強く言われたわけです。ですから、ヨーロッパの国々については、まず検査を徹底してやっとなと、こういう経過があるわけでありませう。

現在問題となっておりますのは、やはり軽症だとか、いわゆる自覚症状のない方たち、この方たちが動き回って、それじゃ困ると、そういうことなんで、そういう人たちも含めてきちんと検査をしましょうと。そして必要な隔離、医療的な対応をしましょうと。こういうのが、今、全体の流れであるわけですね。

今、町長は国の方針というふうにおっしゃってますけれども、国の方針とはどういうことですか。各自治体ではPCR検査をするなどということですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

PCR検査につきましては、東京のある区でも積極的なPCR検査、いつでもどこでも何度でもということをやっているところがあるという報告は受けております。ですので、各自治体で判断をされてやることは結構なことなんですけれども、いろいろ財源的な問題等、そういうものもあります。そういうことを含めまして国の方針にのっとってということになっております。やはり、我々のような小さな自治体におきましては財源が少ないということでありませう。

で、PCR検査1件3万円近くするものに対しまして公費負担がなければ、なかなか実施することができないと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

これは前回も紹介いたしましたけども、幾つかの自治体では課長がおっしゃったようなことで行動しております。東京の世田谷区、千代田区、そして最近では神戸市では社会的な検査が始まってます。医療関係者だとか、介護に関わる、福祉に関わる分については定期的に検査、検査をして。彼女や彼らが罹患しちゃいますと、患者の皆さんだとか、利用者の皆さんに相当な影響を与える。クラスター化するわけです。これが今、都市部で起きている事態なんです。ですから、そうなる前にきちんと社会的検査をしましょうというのが、全体的な流れになってるかと思えます。

沖縄県でも医療機関と介護施設への定期的な検査に始めようとしております。沖縄県もね、県全体として。だから、医療機関と介護施設、ここを優先してやるべきだというふうにはお願いをしてるわけでありまして。

今、費用の問題が出ておりますけども、社会的検査に関わる部分、行政検査は全額を国がもちますよね。この社会的検査の問題について言うと、現在は国と地方の折半です。2分の1ずつ。全国の自治体がまかりながらも踏み切れないのは、今、課長がおっしゃっている費用の問題があります。ただ、国も、いわゆる、この間の補正でやっております、前回総務課長がおっしゃってましたが、第1次補正予算で1兆円、2次補正で2兆円、合わせて3兆円の補正を組んで、全国に自治体に使うようにと、コロナに対して使うようにと、こういうふうにおっしゃってるわけでありまして。

先週の国会を見ますとね、総理はこういうふうにおっしゃってるんですよ。全国の自治体がそういうふうな社会的な検査をするのは分かる。金がないのも分かる。それはこの補正を使いなさいと、使ってくださいと、こういうふうにおっしゃっているわけですから、経済的なお金の心配はなくなるんじゃないですか。

答弁を求めます。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

先日の国からの通知では、感染者が発生した高齢者施設等において、必要があるものと判断し、自費で検査を実施した場合の費用については県の新型コロナウイルス緊急包括支援交付金を活用して、感染対策支援事業により補助対象とするということになっております。この場合はいつでもどこでも何度でもということではありません。感染が発生した場合ということになっております。

それから医療機関、徳洲会病院につきましては、島外から来る先生方が多いということで、その先生方にはあらかじめ抗原検査やPCR検査を実施してから来てもらってるという報告は

受けております。

そういうことですので、御理解を願いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今の課長の説明ですと、感染が確認された場合と、こういうふうにおっしゃるわけだけでも、これはもう行政検査ですよ。行政検査ですね。今問題になっているのは社会的な検査です、医療とか介護機関の。そこに対して、国と地方は折半になってるけども、地方の皆さんは大変だろうから、その2分の1部分については補助金を使ってもいいですよと、こういうふうになってるわけですけども、そういう通達は来てませんか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

通達の件ですけれども、この中では感染が発生した高齢者施設となっております。その中で濃厚接触者という方々に限られてくると思います。その濃厚接触者につきましては行政検査という形で検査が行われます。その他の方々に検査をしたいという方があれば、それは公費で見えますよというような話だと思います。

それから、加えまして、高齢者施設ではなくて感染が本町で発生した場合には、65歳以上の高齢者につきましては、町で公費負担ということで国と町の折半で補助するというような通知も来ております。それも今回の12月補正で上げさせてもらっておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

高齢者についてはということですが、この場合の高齢者65歳以上ということによろしいですか。まずは、高齢者については御本人の負担がなくても検査できると、こういうことですね。

国の通達も目まぐるしく変わってる状況かと思いますが、注視をしながら、何よりも、高齢者施設だとか、あるいは病院がクラスター化しますと喜界町は大変なことになるわけです。それを防ぐための努力をお互いにしていきたいというふうに思っております。

感染症に係りまして、（3）であります。9月に民間の病院が閉院したということで、100名から200名ぐらいいらっしゃった患者の皆さんがどこへ行くんだろうということが非常に心配でもあったわけですが、幸いにして大きな問題は起きてないということでもあります。一方では、町営診療所の診療の拡充、徳洲会が、患者があふれるんじゃないかとかいうことも含めてということで、この状況を見ながら診療所の対応を行うと、こういうことが答弁であるわけですが、現状はどうなってますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

医療資源の少ない本町にとりまして、一つの医院が閉院することにより、医療提供体制への影響が懸念されておりますが、9月末まで閉院した医院の患者は全てほかの医療機関に通院することができております。診療所におきましても、医師の協力により、10月に2日間、臨時に開院し、それから紹介状をもとに新たな患者の診察と、予約の日程調整をしているようでございます。患者の増加に伴い、11月からは第1火曜日と水曜日を追加の開院日として対応しているところでございます。

今後も本町における医療資源の中で、受診を必要としている方々が必要なときに必要な医療を受けられるよう、医療機関と連携を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ちょっと確認させていただきますけれども、現在は月に2サイクル、日、月、火、水で4日間を2回やっていますよね。今町長がおっしゃったのは、第1の火曜日ともう1日は。

[「水」と呼ぶ者あり]

○8番（良岡理一郎君）

第1の火、水ということですか。分かりました。

最近、診療所でもインフルエンザの注射も、臨時的かもしれませんがやっていたということで、大分守備範囲が広がっているような感じもします。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、インフルエンザ関係は終わりますけれども、次に質問項目の2番へ進みたいと思ひます。これは、ほかの議員も、くしくも同じテーマの質問が結構あるようですので、ここは効率よくやっていきたいと思ひます。

まず、2番の自然災害対策であります。

一昨年の平成30年の台風24号、そのときは家屋、空き家、倉庫、牛舎、農業施設、そして町のこちらにありました避難所も甚大な被害を受けたわけでありまして。復旧に相当な時間を要しました。今年に入ってもまだ修復ができてないと、こういうふうなところがあったわけでありまして、そのとき避難所に避難された方は、こちらのコミュニティホールですけども、避難された方は38世帯で64名であったわけですね。台風24号では、後日、夜来たもんだから、避難しとけばよかったという方が相当いらっしゃったわけですね。相当風が吹いたと、物が散乱したと、こういうことだったわけでありまして。

そして本年の9月の台風10号であります。これは、先ほど生駒議員からもありましたけども、非常にハイパワーの大きな巨大な台風が来るということで、多くの皆さんが避難をし、一人暮らしの皆さんのところには都会のほうから何度も電話が入ってきて、早く避難しなさい、早く避難しなさいと、こういうふうな事例もあったようでありまして。そして当初予定しておりました2か所の避難所では間に合わず、町で用意しました7か所の避難所、ここに1,000名近い方が避難されたということでありまして。そして町の皆さんのところにおきましては、コロナ

禍の中における避難所の開設、運営につきまして、相当全職員の皆さんが奮闘されたと思います。心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、今後におきましても、現在の科学的な知見からすれば、私たちが経験したことのないような、巨大な台風、大地震、そして、大津波、これが予測されているわけです。

それで幾つか伺いたいと思うんですが、(1) 災害対策の問題を議論する場合、本町はそうでないと思うんだけど、災害対策の主体の順序は、まずは公助です。そして、集落を中心にした共助、そして、最後に自助、こういう順番になるべきであろうというふうに思います。

町民個人個人は、もう既に用意できるところは用意をして、もうこれ以上はできないというところでの経済生活をしている方もたくさんいらっしゃいます。年金につきましても5万円届かない方もいらっしゃるわけでありまして、そういうところについて自助をこれ以上求めてどうするんだという問題であります。そしてまた共助につきましても、集落の美化作業もままならないほど高齢化が進んでるわけでありまして、その中で、近隣や集落での共助の助け合いも精いっぱいになっているのが現状であろうかと思えます。

その点、自助、共助を強調するあまり、町民の皆さんに遠慮や萎縮があってはなりません。ですから本町における対策につきましては、従来から、こういう説明を受けているわけでありまして、やはりまず役場がきちんと準備することは準備すると。そこに安心感を持って、町民は、できる範囲でやっていくと。それでこそ町民が安心して、自然災害に立ち向かえるではなかろうかというふうに私は考えております。

そこで、この新型コロナ禍における公的な支援、そして自然災害対策の準備状況について伺いたいと思うんですが、この間補正予算とかいろいろ出てきて大体見えてはきてるんですが、前回の台風10号で1,000名近い町民の方が避難されたということでもあります。そして多くの食料品だとか、備品がまさに消耗されたんだろう、消費されたんだろうというふうに思います。今後、そういう準備をする場合、準備してるかもしれませんが、想定する人員、ないしは食数だとか、どのぐらいのボリュームで考えていらっしゃるのか、そして、その進捗について伺います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの議員の防災に関してのお考え、全く同感でございます。

今回の本当に台風10号、今まで私も経験、いや、実際には、接近をしなかったんですが、あれだけ事前に70メートル80メートル吹くよと言われると、それは町民も驚いて、本当に避難したことだと思っております。今まで本当に経験のない、私も先ほど申しましたが、34年間役場に勤めておりまして、こういった防災関係にずっと携わっておりましたけども、ああいう、避難所、避難の人数というのは本当に経験のないことだったかと思えます。たまたま私そのときは選挙関係でいなかったんですが、全体的なことですのでお答えさせていただきます。

まず、今後避難される町民の想定人員についてですが、避難所というより、施設の規模も含め、コロナ禍においては現状で対応可能なぎりぎりの人数ということで考えますと、先ほど言いました台風10号のときの避難者数約1,000人という数字が、一つの基準となろうかと思いま

す。備蓄品については、補充分を先般の補正予算でも計上しましたが、食料については1,200人分の3日分を用意しております。これは備蓄の中でも、防災食、非常食を中心にすぐに食せるものを用意しているということでございます。

また大規模地震の際の屋外への避難を考えますと、かなりの町民が避難者となることも考えられます。そういった場合にはすぐに口にできるものだけでは限界がありますので、備蓄してございます。お米を炊き出して対応することも考えております。それからマット、それとベッド、タオルケット等、その他の備蓄品についても補充をしているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

早々、大きな災害に備えて、十分と言えるかどうかはありますけれども、一定安心ができるボリュームで用意いただけるということでもあります。ぜひともよろしくお願ひしたいと思いません。

次に②でありますけれども、この9月の台風以降、防災無線につきまして受信状況が安定しないということでもあります。先ほど出ました停電になりますと、テレビを見ることもできない、場合によっては携帯を持ちでない方もいるかもしれませんが、さっきの電話機も、停電になりますと使えない電話機もあります。それで非常に不安になるということは、前々から言われてるところであります。

今回、一定のエリアだとか、複数の方々から、不安定で受信できないということで、今回の場合はコロナ情報が、先ほどやりましたけれども、相当流れておりますので、そういう情報も入ってこないということで町民の苦情が出てるわけであります。修理をお願いしてもなかなか来ない、こういうことも苦情として出ております。

現状と対策をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

次に防災無線についてでございますが、議員お尋ねのとおり、今年は例年以上にお問合せがあったようでございます。町の重要な情報が一部の町民の皆さんに届いていないというのは本当に残念でございますし、また、申し訳なく思うところでございます。

一方で、コロナ対応の情報や台風情報をはじめ、町の発信する情報にそれだけ町民の皆さんが関心を持たれているということは、本当にありがたいことだと思っております。

この対応についてですが、修理については、現在、町内の電気事業者2社に依頼をして対応いただいているということでございます。

基本的には個別の対応ということになりますが、聞こえにくい家庭には、補助的な機能を持つ屋外アンテナを設置することで、不具合を解消しているところでございます。

また、現在全国的に災害発生地域が増え、防災無線の需要もますます高くなっておりまして、部品の発注から納品までの日数がかかる状況にあるようでございまして、修理の依頼からお時

間をいただいていることもあります。町民のお問合せには、丁寧に事情を説明して理解をいただいているところがございます。

それから防災無線の情報伝達手段の一つとして、携帯電話でのメール機能の活用についても、もっと御利用いただけるように周知を図ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この防災無線の受信機のトラブルは、まだ解決していないのは残ってますか。全部終わりましたか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

依頼を受けて、まだ解決をしてないケースが数件あります。先ほど町長が申し上げたとおり、部品のまだ届いてないケースもございますので、そこは届き次第、早急に対応させていただきます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町長からありましたように、非常に町民の皆さんはこの防災行政無線を頼りにしております。ぜひとも一刻も早く修理をお願いします。

それと、これは質問通告外なんですけども、台風等を通じまして、公共施設におけるW i - F i機能、これの設置を検討してもらえないかということも何人かから出てくるわけですけど、答えられる範囲で結構ですが、できればお願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

W i - F iの件ですけども、避難所におけるW i - F iで、移動式、可搬式のW i - F iというのがございまして、これも今回の補正で12月補正で計上させていただいております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

これは避難所は何か所ぐらいを想定してますか。つまりこのW i - F iの移動式の装置を何台購入するかという意味です。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

まず、可搬式W i - F iの機能の検証も含めまして、まずは1台を導入させていただいて、

その効果も見極めながら、また必要であれば増やしていけるのではないかと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひとも、そういう通信環境の整備もお願いしたいと思います。

次に、質問要旨の（2）であります。

これは先ほど生駒議員からもあったわけですが、それとまた角度が違いますので質問させていただきますけど、窓のガラスサッシの問題、これは、今年の10号というよりも、24号のときはさんざんでした。役場のコミュニティーもそうですし、幾つかの集落も窓ガラスが割れると、こういうことがあったわけでありまして。そしてそこへ避難しますのは、大体高齢者が多いですね。ここまで来れないから近くまでということになると、やっぱり高齢者の場合は、トイレも近いです、率直に言って。そういう点ではトイレはやっぱり屋内を通して利用できる。一旦外へ出て入るとするのは非常に危険でもありますし、本人たちが非常に苦慮するというのが実情であります。

町長の、繰り返しになって恐縮ですが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

避難所としての集落公民館の防災機能の強化についての御質問ですが、基本方針は先ほどの生駒議員の御質問でもお答えしました。今回の台風10号、24号もしかりでしょうけども、襲来を機に、改めて痛感させられた課題の一つだと思っております。

御案内のとおり、奄振興事業を活用して、順次、整備を行っているところでございますが、さらにスピードを上げる必要があるかと思っております。

また今後の防災・減災対策の強化として、災害対策基金条例、これは今回、条例案を提出してございますが、今回の議会に提案させていただいております。当然、避難所の機能強化の財源に充てることも見込んでおりますので、これはまた御審議のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後も整備が必要な施設については、補助金、基金等を活用して、先ほど言いました窓枠、それから外のトイレを解消する、そういったものにも使っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひとも、自然災害に備えられるような公民館施設になるようよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に進みます。質問項目の3番、これは前回も議会で質問させていただきましたけども、特に共同墓の問題です。なかなか墓参が大変だということで、町としてイニシアチブ、主導権を持ってこの共同墓を検討してもらいたいということで、まずは手始めに、町民の皆さんがどう

いう意向を持っているのか、自分たちの墓の将来をどう考えてるのかということを含めて調査をお願いしたいということで質してるわけではありますが、今後の方針、計画はどのようになりますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えします。

前回もこの件について御質問があったようでございますが、御案内のように現在、各校区の代表区長と、それから町民アンケートの内容を詰めているところでございます。納骨堂の可否について区長個人で判断することはなかなか難しいということで、アンケート内容についても区長会と詳細を詰めまして、町民アンケートを実施する考えで今進めております。その上で集落や町民の意向、既存の宗教法人の納骨堂の状況、その他建立の動きがないかなどを勘案した上で方向性を判断したいと考えております。

この件につきましては、私も以前から問題意識を持っておりまして、私の任期中に、できれば、ある程度の町民の意向調査を含め、方向性の合意形成が図れればと思っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

現在女性のほうが平均寿命が6年から7年長い。つまり、その分だけ女性のほうが墓参をする機会が多い、そして今難儀もしてると、こういうのが実態であります。そういう点では、この意向調査、アンケートの中には女性の意見も集約できるような配慮をぜひともよろしく願いたいと思います。

次に教育長に伺います。質問項目の4番。

学校教育の現場も今大変な状況にあるわけではありますが、そういう中におきましても、町民の側からは、先生方の残業が、コロナになることによって、従来のカリキュラムだとか、授業のやり方、スケジュールを全部変えなくちゃいけないと。本町の場合は幸いにして休校はできるだけ少なくということで努力されてるのは分かるわけではありますが、先生方に過重な負担がいつてないかというところが気になるところであります。

コロナ禍での教職員の労働実態の問題でありまして、残業時間につきましては、上限は月45時間、この45時間以内に先生方の残業時間を抑えなさいと。これは民間でもそうですけど、45時間。そして、過労死ライン、これが80時間です。80時間を超えますと非常に過労死の可能性が高まると。こういうことはこの間の議論でも共有化できているところかと思えます。この間の先生方の残業実態はどうでしたか。特に気になりますのが教頭先生の働き方です。

以上質問します。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

可能な範囲で簡潔にお答えいたします。

教職員の長時間勤務に伴う業務改善、あるいは働き方改革、働きやすい環境づくりなどについては、国や県においても指針が示されております。年次的に過度な長時間勤務の解消を目指しており、本町としましても、鋭意教職員の業務改善に取り組んでいるところでございます。

そんな折に、今ございました、本年度は新型コロナウイルス感染症の災禍に見舞われ、例年とはやや異なる業務や対応が求められました。そこで、昨年度と今年度の超過勤務実態を調査比較したところ、今御指摘がございました月45時間以内の達成率については、前年度と比べて4%程度改善が見られており、コロナ禍ではありますが、全体としては業務改善が進んでいると捉えております。

一方、これもまた御指摘ございましたけれども、超過勤務の一つの目安である月80時間を超える長時間勤務をしている割合が前年度より僅かに増えている実態がございます。今後、分析と改善を図る必要があると認識をしております。

次に、比較的超過勤務時間が長いと指摘されている、先ほどありました教頭の勤務実態についてお答えいたします。

今年度4月から10月までの超過勤務の総時間数は、小学校、中学校教頭とおおむね同様で、450時間程度でございます。月によって異なりますが、月平均では65時間程度であります。この実態は昨年度とほぼ同等であり、今後一層の改善に努めたいと考えております。

教頭につきましても、また教諭等につきましても、新型コロナウイルス感染症対応がどの程度、長時間勤務等に影響しているかについては、明晰な分析はまだしておりません。先ほどありましたので改善が見えてる部分と、まだ課題として残されている分があるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

4%ほど改善ができるということですね。その場合に、分母になる先生方の人数は何名ですか。そこに管理職入ってるかどうか、こういうことですね。率で4%とおっしゃってもぴんときません。後ほどあるでしょうけれども、何名ぐらいの方がこういう超過をしてるかという数字でちょっとお答えいただけませんか、率ではなく。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

こちらから失礼いたします。

分母になる数につきましては、小学校2校、中学校1校の、県費負担教職員でございますので、おおむね50名から60名くらいが、正式な数はこちらに持っておりませんが、おります。率にしますと、先ほどありましたけれども、昨年度が45時間以内で収まっていた教員がその数

の58.8%でございましたけれども、今年度は62.8%ということで4%ほどと申し上げましたけれども、おおむね、先ほどの数の6割強の教職員が45時間以内で収まっている。ただ、80時間までの間の数もありますので、そこは改善を図っていきたいというふうに思っております。ちなみに、この中には教頭等、管理職も入っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

従来、教職員の人数で議論しておりましたので、率でぱっと出てきますと全体の流れがうまく把握できません。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今、教育長のからもあったわけでありまして、2021年度に向けまして、業務改善アクションプラン、これが策定されて、その実現を目指してやっつけらっしゃるわけでありましてけれども、この内容は、ポイントになるのが、一つは今の残業時間が超過勤務時間は上限45時間以内に抑えましょうということ、そして、教職員の8割以上の方が業務改善が進んでいると実感できる、こういうふうなことを21年度末には達成しましょうと、こういうプランが立っているわけですが、進捗はいかがですか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えします。

アクションプランの進捗状況についてですが、鹿児島県では御指摘のように、2019年度から21年度までの3年間のスケジュールで業務改善アクションプランを策定し、年次的な目標値を示しました。それによりますと、全ての教職員が業務改善を実感できる、できている達成率を、2019年度、これは昨年度ですけれども、60%以上、今年度2020年度が70%以上、そして最終年度、次年度、2021年度が80%以上と示してございます。県及び本町の調査において昨年度の調査では、60%以上はおおむねクリアをしております。今年度は10月現在、県はまだ調査しておりませんが、本町の調査では達成率65%程度であり、目標とする70%以上に僅かに及びませんが、おおむね設定された目標値に沿った状況でございます。

今後、残された下半期の取組の充実や改善に努めるとともに、次年度の目標である80%達成を目指してまいりたいと考えております。

進捗状況については以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひとも、目標どおり課題が達成できるようにお願ひしたいと思います。

教育委員会との関係ではもう1点ね、質問要旨の（2）、コロナ禍におけるオンライン教育、これがクローズアップされているわけです。そしてタブレットを使うということも説明を受けております。

前回25日の臨時議会で、その購入の契約に係る部分がね、一応もう議決されておりますので、教育長の思いも含めて答弁いただければと思うんだけど、一番のポイントは、オンライン教育を各家庭でされますよね。その各御家庭の中におけるインターネットを使う環境が、その方々の経済状況によって格差が出ちゃいけない。まさに義務教育ですから、これは行政の責任でもって各家庭で必ず受信できる、双方向でのオンライン教育ができる、こういう環境をつくる義務があります。そこら辺についての答弁をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

オンライン教育については、先ほどありましたけれども、これまでも議論を、あるいは論議されているところであります。新型コロナウイルス感染症に伴って、これが急激に進展しています。先ほどありましたけれども、国においても文科省のGIGAスクール構想事業、これを本町も受けておりまして、かなり前倒しをしております、環境の整備、それから、児童生徒1人1台のタブレットの準備等につきましては、当初予定をしているとおり、今年度中で完了する予定で、今、進めております。その計画で実施ができるんじゃないかと見ております。

このオンライン事業につきましては、現在のところは、学校を基本としたやり方でございますけれども、今度のコロナウイルス感染症もそうでしたけれども、様々な災害等で家庭で活用することも当然想定されるわけです。各家庭でのネット環境の整備につきましては、実態把握、それから、このGIGAスクール構想事業の中にも一部含まれている分がございますので、そういったものの補助制度関係、そういったのを精査しながら、必要性、緊急性等を考慮して総合的に考えていきたいというふうに思っております。

ただ問題は、一方でこのオンライン事業につきましては、これは県の教育長会等でも話題になっておりますけれども、環境、あるいはまたハード的な面は整備して、実際に教職員がそれを駆使して充実したものにしていくためには、教職員の資質向上、そういったのも図っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

子供たちに、家庭の経済環境によって、学習格差、教育の格差が出ないように、ぜひとも御配慮をお願いします。

私の質問の最後になります。

町長からは、所信表明とか、いろんな場面で、メディアでもされているところでありますが、町民の声を大切にしようということをおっしゃってるわけでありまして、名称は、町長と語る会だとか、いろんな名称をいろいろな自治体で使っておりますけれども、従来、内閣府が言っている行政懇談会、町長と各集落の皆さんとの話合い、懇談、これをぜひともやると町長もおっしゃってるわけですが、どうぞ、思いのたけをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど私の所信表明でも述べさせていただきました。基本姿勢の中の一つでもございます。町民と対話をして、いろんな施策を進めていきたい、私は選挙のときからそういうふうに訴えてまいりました。ただ、いかんせん、先ほども申し上げましたが10月5日の就任と同時に、担当課へは、行政懇談会を11月に開催しようということで指示をしたところですが、御承知のとおり本町におけるコロナウイルス感染者確認という事態に見舞われまして、現在まで開催できていない状況でございます。

区長会におきましても、私のそういった気持ちをまずお伝えしまして、現状説明、それから早期に開催を行う予定であるということは伝えてございます。

一日も早く、本当にどういった形で集まっていたら、そしてどういった形で開催ができるか、これを検討しながらできるだけ早く実施としたい思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

私の質問は多岐にわたりましたが、従来と違いまして、町長が先頭に立っていろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございます。今後とも、ぜひともよろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。開会は、13時30分からです。

休憩 午前 11時12分

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

空き家バンク制度についてほか1件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

今回初めて一般質問させていただきます新人議員の米田信也と申します。今回は初めての質問ということで不備な点等あると思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

私は2点御質問さし上げたいと思っております。空き家バンク制度について、現状までの実績ということなんですけれども、平成29年度の設置から現在まで何件の登録があり、それに対して利用した件数は何件あるかということとをまずお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、米田議員の空き家バンクの制度についての御質問に相対的な考え方について、まずは私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

私も今回の選挙期間中各集落を回りまして、本当に改めて空き家の多さについて痛感いたしました。また、先の所信表明でも述べましたとおり四つの重点施策の一つとしまして「きらりと輝くためにひとを呼び込みます」の政策の中で移住、それから定住促進と受入体制の充実を掲げております。空き家バンクも含め移住、定住促進に今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、今御質問にございました詳細につきましては私が不在のときの取組等もございまして、担当課長より以後答弁させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの米田議員の空き家バンク制度、平成29年からの設置の取組状況についてお答えいたします。

現在、4件の登録数をいただいております。うち1件は入居中でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。29年からということで3年以上たつてと思うんですけどまだ4件ということと、利用された方が1件ということとちょっと数が少ないなというふうに思われます。数が少ないことに対する登録数の増加への取組について、何か今対策を講じていることがあればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

まず御質問の中の空き家バンクへの登録件数を増やすためにどういうふうな取組をするかということなんですけども、これまで行政サイドからの呼びかけというのにはなかなか反応が薄い状況でございます。そういったことを鑑みまして今後は集落に一番精通しております区長の皆様へそういった呼びかけをお願いしたり検討をしていきたいというふうに考えております。また、現在職員が兼務で業務に当たっております。そういったところで、次年度以降は移住相談員といったことも視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。あと2点ほどお伺いしたいんですけれども、増加への取組に関しては区長と移住相談員という方が今取り組んでおられるということで実際利用を希望される方、移住を希望される方からの問合せは年間で登録数は4件と言われてましたけれども、移住を希望される方の問合せは年間大体幾らぐらいあるのかお伺いしたいと思います。また、そのような利用者増加のための今後の課題についてお伺いしたいです。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

まずお問合せの状況でございます。本年度の現時点で12件の移住相談がございました。うち2件につきましては、オンラインで相談会を実施して応じております。また、実際に移住が実現いたしましたのが3件で、そのうち1件が空き家バンクを利用しております。残りの2件につきましては空き家バンクの未登録物件で移住が実現しております。

次に、今後の課題についてでございますが、先ほども申し上げましたが現在職員が兼務で業務に当たっております。そういった中できめ細かなPR活動であったりフォローアップがなかなかできていないというのが現状でございます。そういったところを踏まえまして、今後は先ほど申し上げたところも重視していきたいというのが1点、これがソフト面になろうかと思っております。あと空家の絶対数が不足しております。なおかつすぐに入れる空き家というのがないので、今後はそういった改修費等も課題になってくるのかなというふうに考えてます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。今言われた空き家の改修に関して、このような制度でも使えるような助成金等はまずあるのかどうか。助成の仕方、家を改修するだけではなくてほかに移住へのお手伝いができるような助成金と、ほかの町村ではされてると思うんですけど何かそのようなお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。現在のところ本町独自の空き家バンク制度に係る助成金制度というのは持ち合わせておりません。先ほどの課題に対する質問の際にもお答えいたしました提供いただいた空き家そのまま利用できるような状況という物件ばかりではないのが現状でございます。そういったことも踏まえまして、今後改修費に係る財政投資といったものも制度化していかなければいけないというふうに考えているところでございまして、次年度以降の予算にそういったところも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。空き家バンク制度については今回はこれだけの質問になります。

続きまして二つ目の質問なんですけれども、今回二つ目の質問はごみ問題についてお伺いしたいと思います。一つ目はごみの減量について、リサイクルの現状と今後の展開についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

それでは、まず私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

本町においては、廃棄物処理法並びに喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づきまして一般廃棄物処理計画を策定し、それから廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っているところでございます。

まずリサイクルの現状についてですが、平成9年に容器包装リサイクル法が施行され、本町では平成12年度からペットボトルの分別収集をはじめ、以降瓶類、缶類、小型家電、それから段ボールと徐々にリサイクル品目を増やしているところでございます。

今後の展開としましてですが、リサイクルにより新しいものに生まれ変わるまでには多くのエネルギーが消費されるため、今後はごみの発生そのものを抑制するリデュース、再利用するリユース、そして最後に再資源化するリサイクル、いわゆるスリーアールがごみを減らすキーワードとなると考えております。

スリーアールはごみを限りなく減らし、それによりごみの焼却や埋立処理による環境への負担をできるだけ少なくすることが狙いでございます。さらに、限りある地球の資源を有効的に繰り返し使う循環型社会を実現するための重要なキーワードともなります。これらのスリーアールの周知を図り、まずごみを減らす、その取組を町民の協力を得ながら推進し、環境と経済が両立した循環型社会形成の実現に努めてまいりたいと思います。

以下につきましては担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

ごみのリサイクルの現状と今後の展開について詳細を述べさせていただきます。

現状ですけれども、平成9年、容器包装のリサイクル法が施行されました。これに伴いまして平成12年度ペットボトルの分別収集を開始しております。それから平成16年度、瓶類と缶類を追加をいたしました。これに伴いまして可燃ごみ、それから不燃ごみ、瓶、缶、ペットボトルの資源ごみ3分類5品目になっております。それから平成26年2月からは集落公民館のほうで白色のトレイとそれから牛乳パック、使用済の蛍光灯及び乾電池の回収を始めております。また、同じく26年度からは小型家電のピックアップ回収、持ち込まれたごみの中からの小型家電

の回収を開始しております。それから令和2年度、今年からですが、集落公民館においてスプレー缶類とカセットガスボンベを別で回収をしているところがございます。それから令和元年度の6月から段ボールのリサイクルの分別回収を開始しているところです。

今後の展開ですけれども、先ほど町長からもございましたようにスリーアールをキーワードにして、まずごみの発生を抑えるリデュース、それから一度買ったものは大切に使い修理したり詰め替え用を購入したりして再使用するリユース、そして最後に再資源化するリサイクル、いわゆるスリーアールの周知を図りながら、町民の協力を得ながら適正な分別回収に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

リサイクルすることによってごみが減るということで、ごみが減って環境もよくなるということですが、2番目の、今までにも課題に上がっていると思うんですがごみのポイ捨て、不法投棄に対する対策を今までいろいろとされていると思うんですが、さらにこれからの強化された対策等あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

2番のほうも相対的な答弁を私のほうからさせていただきたいと思っております。

鹿児島県では、産業廃棄物等の不法投棄の根絶を図るために毎年11月を不法投棄防止月間と定めておりまして、本町でも先月不法投棄防止の普及啓発や不法投棄パトロールを行い、今回も冷蔵庫やテレビなどの大型家電などの不法投棄が多く確認されたようでございます。また、ペットボトルや空き缶などのポイ捨ても依然として見受けられます。本町は、日本で最も美しい村連合に加盟しておりまして、失ったら二度と取り戻せない景観と文化を守り、町民一人一人が愛着や誇りをもって暮らせる島づくりの第一歩が、ごみを捨てないという至ってシンプルなことだと思っております。今後は、広報誌や防災無線でのモラルとマナー向上の継続的呼びかけや不法投棄防止重点地区の設定、それから区長会等々と連携した不法投棄情報の共有、定期的な見回り体制の強化など、不法投棄防止の抑制力となるよう多くの人の目で監視する体制を構築してまいりたいと思っております。

以下、課長から答弁させていただきます。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えいたします。

先ほどもありましたが、県では産業廃棄物等の不法投棄の根絶を図るため、毎年11月を不法投棄防止の月間と定めているところです。今回も関係機関協力の下、不法投棄防止の普及啓発

や不法投棄パトロールを行っております。本町では11月27日に鹿児島県それから鹿児島県警、町それから建設業関係者等で構成する奄美地区産業廃棄物等不法投棄対策等連絡会議、喜界島地区では5社が加盟をしておりますが、島内のパトロールを行ったところでございます。

当日は、冷蔵庫それからテレビ、ガラス戸などの不法投棄を5か所で確認をしております。これにつきましては、後日回収をする予定でございます。また、ペットボトルや空き缶、たばこのポイ捨てや小型家電等の不法投棄も見受けられます。今後罰則を含めた広報誌への掲載、それから防災無線での呼びかけや看板の設置もしておりますが、今のところ改善には至っていないと思っております。

ポイ捨ても含めまして不法投棄は犯罪です。法律に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が課せられます。本町で実際に罰金を課された事例もございます。今後は不法投棄やポイ捨てが頻繁に行われる場所を不法投棄防止重点地区として指定して、ポイ捨て防止のキャンペーンやそれから定期的な見回りの強化、警告看板や場合によっては監視カメラの設置も視野に入れております。不法投棄の対策また連絡会議とそれから区長会との情報共有、連絡を図りながら不法投棄防止の抑止力となるよう多くの人の目で監視する体制を構築していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。リサイクルと不法投棄の現状についていろいろとこれからされるということ聞きまして安心しました。

これは私の私見ですけれども、今言われた対策プラスやはり子供たちへの教育というのが不可欠ではないかと思っておりますので、ごみの週間とかのときに何か子供たちへの講演会であったりとかそういうふうな催しを入れていただければありがたいなというふうに思います。

続きまして、最終灰についてお伺いしたいと思います。

現在の最終灰の処分について、処理の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

それでは、自席で答弁させていただきたいと思っております。

焼却灰の処理の状況についてお答えいたします。

焼却灰につきましては、本町に最終処分場がないため、たしか平成13年か14年頃からだったと思うんですが、平成26年の9月までは宮崎県の小林市に、それから平成26年10月から平成28年3月までは大分県中津市に、それから平成28年4月からは現在鹿児島県薩摩川内市にありますエコパークかごしまに受け入れてもらっているところでございます。令和元年度の本町の可燃ごみの量は2,255トン、それから1世帯当たりになりますと年間約600キログラムのごみを出しているところでございます。また、昨年度のエコパークへの焼却灰排出量は334トンで処理委託料は約1,076万円となっているところでございます。

処理の現状については以上であります。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。

最終処分灰について、今は島内に最終処分場がないということで島外への最終処分をお願いしているという現状がありまして、ただ聞くところによると薩摩川内市に関してもやはり市以外から最終焼却灰が入ってくるというのはどうなのかというふうに市議会でも話合いが進んでいるということで、早急に島内での最終処分場建設というのを考えていかないといけないのではないかと、以前に塩道と佐手久の間で最終処分場の調査を一度したことがあるんですけども、それ以降お話が上がってこないというのものもあるんですが、それを踏まえて島内での最終処分場建設についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、一般廃棄物は各市町村で行わなければならないというふうに法律で定められております。焼却灰の処分も同様でございます。県内では最終処分場を持たない市町村は、今も出ましたけれども喜界町と三島村、それから十島村の3町村のみとなっております。

その中で、三島村と十島村は地理的要因からエコパークへの継続的な搬入が了承されております。本町喜界町は令和4年度までの期限付の搬入となっております。そのため、最終処分場の建設が急務となっております。先ほど塩道、佐手久等の環境アセスが行われたということがございましたけれども、その場所をどこにするかは今後具体的な選定、それから事業計画を立てなければならないと思っております。それにつきましては説明会を開きまして丁寧に説明していく必要があり、またそのように進めてまいりたいと現在も思っているところでございます。以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。

一応最終処分場についてもごみのポイ捨て問題についても町全体で取り組んでいかないといけない問題だと思いますので、これからもよろしくお願ひします。

以上で私からの質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで米田信也君の一般質問を終わります。

続いて、避難所の整備についてほか1件、生島常範君の発言を許可します。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせーら、こんにちは。1年生議員の生島常範です。何分勉強不足で思慮も浅いものですから見苦しいところがありますけども御了承ください。

早速質問させていただきます。2点ほど質問させてください。まず島内の避難所等に関する質問でございます。

先ほどから生駒議員、良岡議員からもありましたけども、町民の関心が非常に高い分野の内容ですので重複になることを御了承ください。避難所の整備についてですけども、本町ではハザードマップを作成して普段から町民に自助、共助の精神で防災意識を高める政策を実施しております。これが持ってきました私の家にもありました喜界町ハザードマップです。非常によくできてまして私も重宝しております。

しかし、これまでは主に南海トラフ地震発生を念頭に強い揺れと津波を想定して避難訓練などを中心に行ってきたと思いますけども、近年は御存じのように温暖化の影響もあり経験したことがない巨大台風による被害が起こることも想定されております。現に町内でも起こっております。台風常襲地にある我が喜界島は毎年襲ってくる台風ですのでこれまでの先人の知恵とか各人の経験でしのいできましたけども、2年前の平成30年9月に襲来した台風24号による家屋、農作物への甚大な被害などを機に、確かにこれまでとは明らかに違う巨大化した台風を皆が恐怖感を持って感じたと思います。

そのときの瞬間最大風速は44.8メートルでした。今年9月の台風10号は気象庁もこれまで経験したことがない瞬間最大風速70メートル級、超大型台風という予報を出したことで町の行政無線やテレビラジオでも早めの避難をと呼びかけたこともあり、多くの町民が不安の夜を過ごしました。また、台風慣れている我々は本人は避難する意思はないんですけども島外に住んでらっしゃる子供たちからお母さん、避難してよという電話をもらってそれで避難したんだよという声もありました。幸いにも勢力が瞬間最大風速40メートルぐらいまで衰えてくれたおかげで大きな被害もなく通過しましたが行政の対応はまたとても迅速だったと思います。

当初、避難する町民を400名ぐらいを想定していたところが1,000名近く、973名、536世帯にまで増えたということを知っております。避難所も2か所から20か所、そのうち7か所は自主避難所と聞いていますけども、増やして対応すると同時に行政無線で避難所の追加案内など、当時私は民間人の立場でしたけども私も含めて多くの町民が行政担当職員の迅速な対応に感謝しているところであります。

そこでお尋ねします。全戸配布のこのハザードマップですけども、近所の避難所の位置などは把握していると思いますけども、高齢者の方々から少なくとも年に1回ぐらいは場所の確認とか、集落民で行う避難訓練とかをしてほしいという声がありました。以前は私も経験ありますが、津波に対する避難訓練を集落でしたことがあります。それを集落単位で自主的開催を進める以外に、町全体でも行ったほうがいいと思うんですけども、現状はどうでしょうか。どうお考えかちょっとお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

町の全体的な避難訓練については、議員がおっしゃるとおりここ数年実施しておりませんでしたので、今年度から計画的に実施をしていく予定をしていたところですが、御案内のとおりコロナ禍において多くの行事、イベントが中止、延期されているのと同様、避難訓練についても中止を余儀なくされているところですが、避難訓練を実施する方向性は変わっておりませんので、コロナ禍の状況が落ち着いた段階でやるのか、またあるいは状況が長引くようであればコロナ対策を徹底した形で実施するのか、リスクも含めて総合的に判断をしていきたいと考えております。全体的な避難訓練というのはどうしても総合的な訓練になりますので、議員御提案の避難場所の確認という観点から言えば日程を調整して集落ごとに対応する方法もより実践的で効果があるのではないかと考えております。

また、御案内のように訓練というのも地震の訓練とそれから今言われた台風時、今までは本当に台風で避難をしていくという方は本当に数名しか今まではおりませんでした。喜界島というのは本当に台風の常襲地帯でありまして、自分の家が危ないときには親戚の家に行くとか、島内の頑丈な家にちょっと台風が過ぎるまで避難をするといった形が主だったんですが、先ほど言われましたように今回は15でしたっけ、70メートル、80メートル吹くよというような気象庁からのとてつもない宣伝効果で、本当に1,000名を余るような避難の方が出たということで総務課のほうも大変慌てたようではございますが、臨機応変に対応して無事に避難の皆様に対応できたというふうに聞いております。

ですから、台風の避難場所の確認をする、それと地震のときはまずは高台へ逃げる、その後に余震等が続いているとか自分の家がちょっと危ないなというときには避難所へ避難する。そういう使い分けというんですか、台風と地震、これを分けた訓練も必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

今回もあったんですけども、ある高齢者の方が避難所に行きました。ところが、もう満杯ですと言われて、2か所、3か所回ったという方がいらっしゃいました。そういうこともありますので、複数の避難所の位置を確認するという意味でもやっぱり定期的にしてもらったほうがいいんじゃないかと思っています。もちろん自助、共助、自助が先ですので、自分の命は自分で守る、これはもちろん当然ですけども、そういったことも含めてそういった支援もしていただければと思っています。情報提供とかそういった支援をよろしくお願いします。

それと2点目ですけども、これも先ほど生駒議員、良岡議員からもありましたけれども、避難所の中にはサッシやガラスにひびが入っていたため、強風で割れたところがございます。実は私の住んでいる上嘉鉄の集落なんですけども、そこには15名ほど避難しておりましてほとんど高齢者の方でして、大変怖い思いをしたと伺いました。ある方はトイレが中であって高台な

んだけど雨戸もない、そして周りは広場ですので風通しがいいわけですね。果たしてここは避難所になるのだろうかということを言っていました。

私は、翌日に避難所になった地区振興センターに行く用事がありまして行きました。そしてガラスが割れててびっくりしたんですけども段ボールでガムテープで貼り付けてそして長机で固定してあったんですね。ああなんだこれはと、そしてお話を伺ったら先ほどのようなことを聞かせてもらいました。本当にこの場所は避難所に適しているのだろうかと私自身も思ったところです。全面ガラス張りですので。しかも、そのガラスというのが強化ガラスでもない普通のガラスということでした。まずひびが入っていたことに気づかなかったというのはちょっと我々の地域の問題でもありますけども、本当にこの問題は見過ごせない問題だと思いました。

ちょっと総務課の担当の方々、課長さんをはじめ詳しい資料を教えてもらったら懇切丁寧に教えてもらいましたので調べたんですけども、集落公民館地区センターの中で雨戸があるのは僅か1か所、阿伝公民館だけでございます。そして格子の設置もなしということです。先ほど述べたように大型の台風の影響も予想されます。避難所の整備はどのようにお考えでしょうか。先ほどもありましたけどもまたお願いします。

そして、この整備については奄振を含めいろんな基金を導入して雨戸を設置したいということでしたけども、避難実績のある避難場所を優先的にというふうにおっしゃいました。タイムスケジュール的には来年の台風シーズンまでには終わらせたいという計画でしょうか。ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

避難所としての集落公民館の防災機能強化についての御質問ですが、避難所の整備については先ほど生駒議員それから良岡議員への答弁のとおりでございます。整備が必要な施設から優先的に補助金や基金を活用して進めてまいりたいと思います。

まず議員御案内のように集落公民館というのはいろんな事業で造った建物でございます。かなり老朽化しているのが現状でございます。例えば、農業関係の稲作転作、これもかなり昔からなんですけどもその事業をつくったり、それからほかの公民館も各集落で寄付金を募って自分で建てたところもありますでしょうし、本当に老朽化しております。防災的な避難的な用途で造ったものではないということがまずあるんですが、老朽化した施設をさらに重複的に使っていこうとしたときには、やはり防災面も考えて今言われたようにガラスの強化、それからトイレも外に、ほとんど外のトイレが多いんじゃないかと思うんですけど、その辺も避難施設として使うときにはやはり内トイレが必要じゃないかとか、そういったものも含めながら早急に、本当に優先的に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

すいません、タイムスケジュールの件に関してはいかがでしょうか。もちろん予定で結構でございますけど、来年の台風シーズンまでにか、予算の関係もあるでしょうけどお願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

避難施設の整備の状況につきましては、午前中それから町長の答弁にもありましたけれども、奄振事業をまず活用しているということでございます。まずは奄振事業を活用した避難所の整備につきましては、まず公共的な施設、特に休養村とか中央公民館とかを先にやっております。大方そういった施設が終わりましたので、次に各集落の施設も念頭に来年度奄振要望でも一、二か所公民館要望を出しております。タイムスケジュールということ言えば、来年度その奄振事業が採択されれば実施ができます。

それから、その奄振事業はときに補正予算という形で前倒しの状況になる場合もありますので、早ければ今年度事業、繰越事業になるかと思いますが、そういった形で大きな整備としてはそういう形で進められるんじゃないかと思えます。

それから午前中も出ましたコロナ交付金関係で事業で一つのメニュー、12月補正で提案をさせていただいているんですが、各集落への支援金として一律の助成金を今検討をしております。その使い方は各集落、今年はいろいろ集落の行事とかそういうことも中止とかでなかなか財源も厳しいんじゃないかということでの御提案なんですけども、それを例えばそういった格子とかいう形で使っていただくとか、そういうことは可能じゃないかと思えます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。私もちょっと専門の業者さんにいろいろと教えてもらいました。釈迦に説法だと思って聞いていただければ、皆さんも調査、研究している段階ですので参考までにですね。

ガラスはいろいろな種類のガラスがあるみたいですね。強化ガラス、2枚になっているペアガラス、あとロウイーガラスという表面にコーティングしてある強いガラス、あと網入りガラス、これはよくありますね。4種類のガラスがあるということで、うちの集落でいきますと網ガラスを使っているのは入口のドアだけでした。あとは普通のガラスですね。強化ではないガラスを使っております。そこが割れてしまったようでございます。あと、雨戸をつけるようになったら戸袋の位置があるとか、そういったことで異常に時間がかかる、費用もかかるというようなことを言っていました。町長もおっしゃったみたいに特に集落の公民館は施設が老朽化している。老朽化しているところにさらにそういった雨戸だけつけるというのも、ついたら一番いいんですけども、どうかなということも業者の方が言っていました。

それよりは手っ取り早く一番早くできるのが、例えばステンレスのL字の金物を上下に作っ

てそこにコンパネをはめ込んでかんぬきといいますかね、2本、そしてそこに雨戸を固定する、コンパネを固定する。そういったサンは防虫加工をしたものを使うとか、そういったことによって非常に効果が現れるということも言ってましたので、もしこういった簡易的などといいますか、簡便な対処方法でしたらすぐでもできるんじゃないかという気が私はいたしました。ぜひ皆さんも調査、研究されると思いますけども参考にさせていただければと思います。

そういったことで、政治の責任というのは町民の生命と財産を守るのが責任でございます。そして同時に不安の払拭もまた政治の責任だと思っておりますので、町民の皆さんにこの避難所大丈夫かねといった不安を払拭するような対策をぜひ前倒ししてやっていただければと思っております。

続きまして3番目ですけども、これもまた関連しますけども、今回の台風10号の襲来時の指定避難場所というのは集落公民館、地区振興センター以外はほとんどこの近辺でございます。ある早町小校区の集落民の方々、何名かの方々から出た声なんですけども、早町地区の公民館というのはほとんど海拔5メートル以下のところにあるんですね。唯一早町は10メートル、あと伊実久が28メートルぐらいで非常に海拔が低く5メートル以下のところにあつて非常に危険だと、津波とか地震のときには大丈夫なのかという声もありました。台風も心配ですよ。そしてまた今回は志戸桶方面からも何名も湾の方面に避難に見えて島内に住んでいるの方々、お子さんたちが送迎をしたから来たわけですね。

そんなことを考えて、理想は自分の家の近くに避難所がある。しかも堅固な丈夫な安心安全が理想だと思っております。1分1秒を争うこともあるかもしれません。そしてもし避難が長引けば学校を避難所に行っているところになってくると学校にも影響が出ます。ですから、そんなことも踏まえて、この早町地区にも現既存の施設の改善なども含めてちゃんとした避難所の建設というのはできないものか。確かに今厳しい、国も厳しい情勢であります。それを分かった上で何とかそこを行政面の手腕を発揮していただいて、将来的ですけども検討していけないかと思っております。その辺のところいかがでしょうか。町長、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

島内の北部地区、旧早町校区が中心になるかと思うんですけど、への避難所の設置についてなんですけれども、御案内のとおり防災計画の中での指定避難所の割合から見てもこの旧一中校区に集中しているというのは御覧のとおりだと思うんですが、これは避難所として設置したわけではなく、あつた施設を避難所として使っているということがまず大前提でございます。その北部地区への設置については、我々も防災上の課題の一つだと認識をしておりますので、今議員もおっしゃいましたけれども既存の施設の改修それから旧学校施設も含めてですけども公民館を整備する方向で進めてまいりたいと思います。

先ほど奄振事業のお話もしましたけれども、その中でも北部地区はもともとその計画では入っていない公民館もあつたかと思うんですけども、そこをまた優先的に入れていくとか、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけども、町民の不安の払拭も政治の仕事だと思っておりますので、ぜひ町民の不安を拭い去るような対策、行動をとっていただければと思います。

続きまして、2番目の質問でございます。

集落担当職員の拡充についてですけども、喜界町町民憲章にもおもいやりと親切的な町を目指すというのがあります。それを目的に、言ったと思えますけども平成25年度から集落担当職員制を導入しております。これは、行政と集落区長とのパイプ役を担っていただいていると理解しております。官と民の情報、意見の交換をはじめ町が進める政策を町民により親切、丁寧に説明しながら推進する点からも非常にすばらしい制度だと私は思っております。

その集落担当職員制度についてお尋ねします。平成28年第2回の定例会で、当時の外内千里議員がこの集落担当職員配置による効果について質問しておりました。それについて、当時の総務課長が行政と地域住民とが地域の課題解決に協同で取り組み、地域の活性化につなげることを目的に集落担当職員を配置した。その内容は集落との連絡調整、相談、行政情報の提供、集落活動の推進などで、集落活性化推進助成事業も区長や地域の方々と一緒に取り組んでいる。そして、これまでの助成事業は空き家を活用したおもてなしハウスの設置、八月踊り、しま唄等の文化伝承活動、スポーツ大会、防災訓練、寄り合いサロンなどがあると、今後も集落担当職員を生かした集落の活性化に取り組んでいきたいとっております。そして、さらには国はその当時住宅、店舗、病院など生活に必要な機能を中心部に集めたコンパクトシティを推進しているが、本町においては地域、集落の活動や活性化が重要だと考えているとも述べております。私は、これはすばらしい成果と実績報告そしてビジョンを伝えていただいたと思うし、とても感動を覚えました。

と言いますのも、平成24年、2012年ですけども学校再編により集落地域の共助、団結の力は薄れたとよく聞きます。地域の各種団体、私は社会教育団体というふうに捉えてますけども、それを育成して地域の教育力や結の精神を強化することによって、ふるさとと自らに誇りを持つ教育の実践にも効果が期待でき、さらには防災、避難時にもその力が発揮されると期待できるからです。

その学校再編の約半年前、平成23年の10月頃だったと思えます。私の集落に夜間7時から集落説明会がありまして役員の方々がお見えになりました。その席で私はこんな質問をしました。学校を再編することによって1年間に大体幾らぐらい節約できるんですかと尋ねました。そうしたところ、担当の方が約1億5,000万円ですと答えました。そこで私は再度地域から学校が消えるということで、情報発信地でもあり地域活性化の事務局的な役割も果たしていただく学校ですので、そうしたよりどころが失われ、地域の疲弊を招くおそれがあると思われるから、そのお金の一部を何とか学校に代わる集落活性化のための組織の強化のために使うことを検討してくれませんかということをお願いしました。そしたら、その方は検討しますとおっしゃってました。もちろん集落の懇談会ですので議事録はありません。ただ、1億5,000万のことはちゃんと何名かも覚えてます。私の言ったことも覚えている方がいました。

集落の活性化の延長線上に喜界町の発展があると歴代の町長もおっしゃっております。学校再編からやがて10年になろうとしております。この10年間の総括、検証もぜひ必要かと思いますが、また別の機会にしたいと思っております。以上のことから、この集落担当職員に集落や地域の社会教育団体の育成と活性化のため、そしてまた区長さんや地域の方々と共同で進めていく、そういった役割を果たしてくれるのではないかと私は期待しておりますけども、そこで質問です。この集落担当職員制度の平成28年以降現在までの成果と課題はどのように分析されておられますか。教えてくださいませ。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生島議員の集落担当職員制度についての学校再編から、かなり論点を離れたところからこられたのでこれがつながるかどうかは分かりませんが、今の質問に対してお答えさせていただきますと思います。

まずこの集落担当職員制度についてですが、これは先ほど言われたように平成25年4月から実施しているところでございます。議員御案内のとおり集落活性化のために集落の代表者である区長さんと役場のパイプ役として補助制度の申請のお手伝いとか複雑な制度の説明、事務的な補助をすることを目的としてこの制度がつけられました。

現在も集落活性化事業の申請手続や担当課との調整において役割を果たしていると思います。そういう点では成果が出ていると思いますが、一方で集落によって要望の度合い、件数それから内容に偏りがあったり、またその集落に居住していない職員が担当せざるを得ない状況にあることが課題と言えるかもしれません。

議員がおっしゃるように、この集落を本当に活性化するために職員が中心となってという思いもあるんでしょうが、なかなかそれも難しいところもございまして、今言うように少ない集落の人数のところにはほかの集落の職員がそこに行ってお手伝いをするといった場面もございまして、ですから役場職員としては今言うようにこういった地域でいろんなお手伝いをするのは当然のことですので、今この制度に載っている担当職員がそれを全て担っていけるかという点とまたいろんな難しい面がございまして、その辺はまた別の場所で論じてもらえればと思っております。

この制度の説明については以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

ただ、平成28年時点での検証といいますか報告によるとかなり成果を上げている。もちろん集落によるんでしょうけど、そういった気概でもってこの制度を運用しているということを実時報告してますので、ぜひまたそういった気概を持続できるように、もし現状の職員でどうしてもというときには外部委託なども含めてちょっと検討などしていただいてやっぱり集落を、地域を活性化することを私は切に希望しております。検討していただければと思います。

続きまして最後の質問ですけれども、この集落担当職員制度は、今話しましたけれども集落活性化の協力員、事務的な機能を果たしてくれるような人材配置まで拡充し、地域の社会教育団体の育成とその強化を期待する声もあります。

これは実は皆さん御存じのように長寿会を育成するために役場の課、住民課でしたかね、事務局的なことをやっていました。そして地女連は中央公民館でしたね。私は町の連絡青年団協議会をやったので、そのときには当時の生涯学習課が事務局的なサポートをしてくれて育成してくれました。かなり規模は大きくなりますけど、そうではなくてもう少し小ぢんまりと考えてください。そういった声があると、地区内の異世代交流とその学びの場、人材育成のみならず緊急時の共助の体制強化にも期待できると私は考えております。そんな意味からも前向きに検討できないか再度お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

議員の集落担当職員の制度の拡充についてですが、先ほど冒頭で町長の話にもありましたけれども、集落担当職員に限らず役場職員は地域との関わりは避けられないと思っております。地域の行事にも積極的に参加をすべきですし、地域に貢献することが当然だと思っております。

ですが、今議員がおっしゃっている担当職員の業務を広げていくことは、一職員の負担を増やすことにもなりますし、場合によってはそれが業務になってしまうことも考えられますので少し難しいところではないかと思っております。

また、おっしゃっている地域の文化とかスポーツとかそういったことをリードしていくのは、役場職員に限らず民間も含めて地域で人材を育てていくべきではないかと思っております。地域が抱える問題であったり目指す方向性、それぞれの地域でまた違いがあるのではないかと思いますので、集落ごとに地域のリーダーである区長さんを中心に進めていただくとかが妥当ではないかと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

全くおっしゃるとおりでございます。まず地域が下敷きにそういったことを考えて組織づくりをして強化していく、これがもちろん自助、共助の順番でございます。私はその先を言うてらるるでございます。自助、共助はもうあると思っております。あと自助、共助の仕組みをさらにバックアップして支援する、公助なくしてはあり得ないと私は考えてます。

私自身の経験からも、喜界町の青年連絡協議会をつくる際にはゼロから立ち上げましたけれども、当時の教育委員会の社会教育主事のところで毎晩のように語って、そして担当の課長補佐さんがあちこち回って旅費を工面して我々メンバーを奄美に派遣して奄美の青年たちと交流させたりしてくれました。これは公助なんですね。ですから、課長がおっしゃったみたいに確かに自分の集落、自分の家のことは自分でやるのは当然でございます。それでも現状から見て

できてないところがあったらそこは支援してあげるのは公助の力に頼るしかないんじゃないかと私は思っております。特に役場にいる皆さんはほかの地域を見てます。出張も含めて地域を見ていい先行事例を皆さん知っています。豊富な知見と優れた事務能力を持っています。こういった予算もあるよとか探してくれたりもしますので、そういったことで人材なんですね。地域における人材。もちろん皆さんだけではなくて地域の我々民間も一緒になってやっていくといった組織づくりができるような、区長さんだけに任せるのではなくて、地域の人たちに任せるとはなくてちょっと関係する課の皆さんからも公助という意味でアドバイス、支援できるような体制、仕組みが私は必要だと思っておりますけどもいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの議論を聞いておまして一つ今感じたのは、議員が質問に出てきたのは集落担当職員としての制度と、そういったものとリードしてほしいというようなことなんです、これはあくまでも前町長が手がけた制度なんですけども疲弊化している集落でしかも区長さんが大変苦労していた。なるのも大変な時期だから何か職員が手助けできないかという形でできたのがこの制度なんです。

議員が今言われてるのは、集落ではなくて地域のスポーツなりそういったものに人材、リーダーを助けてくれないかとか、手がけてくれないかそういったことだと今感じております。ちょっと集落と離れた別の人材といいますか、リーダーをこちらもちろんそれを考えております。今言われたスポーツ関係のいろんな支援とかそういったものを本当に各家庭だけでは大変な面もありますし、それは本当に公助として町として何か手助けできないか。ただ、これはまた別の問題として考えて提案をしていただければすんなりその制度に乗っかっていけるのではないかと思います。この集落制度はまた別だというふうに考えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

確かに拡充し過ぎたかもしれませんけども、ただ平成28年の定例会での報告を基に私は当時こそここまで考えてあったんだなということで現状も踏まえて提案と質問をさせていただきました。

この担当制度は別に一人でなくても複数でも私はいいいんじゃないかと思っております。負担を減らす意味でもですね。そういったことも考えていただいて、現状はその担当職員の任命に当たってはこういった基準で選任してるんでしょう。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

選任といいますか基準ですが、先ほど町長のほうからも課題の一つとしてありましたが、集落に実際に住んでない職員が担当せざるを得ないケースもあると、基本的にはその集落に住んでいる職員でスタートしたときは恐らくできるだけ課長職とかいろんな課との調整ができやすい人材ということで配置をしたのではないかと思います。

それから、もう一つ今議員の御質問の中である地域の活性化のお話ですけども、町長からも先ほどありましたけどもこの集落活性化職員の制度ができたのは川島前町長の時代でございます。午前中の質問の中でも行政懇談会のお話も幾つか出てますけれども、前は行政懇談会をできるだけ回数が減っている状況でそこをサポートする形で集落担当職員という設置をした部分も少しはあります。

今回、隈崎町長が先ほど来おっしゃってますが、町民との直接の対話が肝だということを申し上げておりますので、そういった部分ではこれまでのそういった集落担当職員の在り方も少しまた整理をする必要があるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

隈崎町長が冒頭所信演説でもおっしゃいましたけども、直接町民と語ることを大事にしている、肝にしているということですので、これはもちろんすばらしいことでございます。ただ、それによってこの集落担当職員がなくなることはないと思いますので、ぜひ今度はより充実させるため、各地域を元気づけるために島を元気が隈崎町長のスローガンですので、集落の元気の延長線上に喜界島の町の元気があると何度も言っています。そういったことを思ってますので、ぜひこれの拡充策を考えていただきたいと思います。

そしてその選任についてですけども、当初は課長職だったんですね。現状はちょっと若い世代がなっているみたいなんですけどもこれは非常にいいことだと思います。個人的な意見としては課長職プラス若手というような二人組セットぐらいでできたら一番理想的じゃないかなと、歴史も分かって、また若者のパワーも借りられてと、そういったことを考えてますので、ちょっと前向きに検討していただければとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、生島常範君の一般質問を終わります。

続いて、町民との対話についてほか2件、野間弘也君の発言を許可します。

[野間弘也君登壇]

○7番（野間弘也君）

12月議会最後の質問になります。よろしくお願いたします。

9月に議会議員選挙、20年ぶりとなる町長選挙が行われ、町政運営に町民の方々からの期待も高まっております。選挙を戦い、民意の代表であることを改めて肝に据え、町民の皆様の声聞き当局、町民の皆様と力を合わせて町発展に向け取り組んでまいりたいと思っております。

本町でも短期的、中長期的な課題があります。一番の課題はやはり少子化問題ではないでしょうか。平成元年頃は出生数90人前後でありましたが、現在では50人前後と減少しています。そのほか今回も質問の中に課題として挙げられていますが、ごみ問題や環境保全、雇用の拡充、担い手育成などの課題があります。1期議員職を務めた中で、その解決にはやはり当局そして議会それから町民の皆様との協力がなければ解決しないと強く感じております。町が一丸となって取り組むためには、まず町長がおっしゃっておられる対話が大事だと思っております。話し合いをしながら、意見を出し合いながら、議論をしながら、納得と理解をお互いに持つことが必要ではないでしょうか。その中で、町のリーダーである町長が町民と直接対話ができる環境を町民からも望む声があります。

そのことから質問いたします。

午前の良岡議員の質問に対しての御答弁と同じ内容になるかとは思いますが、町政懇談会や意見交換会などの取組について改めて隈崎町長がどのようにお考えかお聞かせください。お願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

野間議員の町民との対話についての御質問にお答えいたします。

先ほどの良岡議員への答弁とそれから重なるところがございますが、様々な問題解決や町民目線に立った町政運営には、やはり町民との対話が必要不可欠と本当に私は考えております。町民との対話なくして島の未来なし。先ほども申し上げましたが、1日でも早く町民の皆様の声を拝聴し、しっかり町政へつなげてまいりたいと考えているところでございます。

町長の就任式のときも職員に職員もしっかりと町民の声に耳を傾け、町長に進言し、町政運営にしっかりと反映させてほしいと訓示でもしたところでございます。また、議員の皆さんもいろいろと町民の皆様と語り合っております。町民が今目線がどこを向いているか、私も町民といろいろ語り合って町民が今何を望んでいるのか、これはやはり議員さんも一緒、私もやっぱり同じになると思います。やっぱり町民と同じ方向を向いて議員と執行部とぜひこの両輪で今後も進めていただければと思っております。そのためにはまず町民との対話が本当に必要だと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長から御答弁いただきまして、議会もちろん議会の取組もここの強化、町民の声を聞く民意の代表としてしっかり声を聞いて町政へ届けて、そして町長がおっしゃるようにみんなで取り組まなければ本当に解決につながらないと思いますので、そこは私たち議会の課題、議員一人一人の課題でもあると思っております。肝に銘じて取り組んでまいりたいと思っております。

その中で2点少しお伺いしたいのが、今回コロナウイルスの関係で懇談会がなかなか開けて

いないということですが、来年度収束をした中で計画を立てるとすれば年に何回ほど、これは町長の職務の中で大変お忙しい中での検討となると思いますし、懇談会の中でのまた議論の中でまた回数がどうなっていくかということにつながるとは思いますが、計画的に町長が町民との対話をどの程度回数的に持っていきたいと考えておられるのかと、もう1点はこれから町政を長期的に運営をしていくためには、子供たちがこの町政に対する意識を持ってもらうというのは非常に大事なことだと思っています。先ほど質問の中でもありましたけども、そのために子供たちと意見を交わす、そして町政に興味を持ってもらう意味でも小中高生との意見交換会を行う必要のあるのではないかと少し御提案なんですけども、それに対してのお考えをあればお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの野間議員の何回ぐらいの町政懇談会を予定しているかということなんですけど、先ほど来申し上げてますように、今コロナ禍でちょっと先の見えない状態ではありますが、私の気持ちとしてはそんなに欲張って2回も3回もということはまずスケジュール的にも無理かと思っています。私だけのスケジュールだけではなくやはり相手方の集落町民の方々のいろんな製糖時期とか、時期も重なりますのでその辺を見ながら最低集落を回るの1回はしたいと、そしてそのほかにいろんな集いがあるかと思っています。例えば島遊びとか、そういったものにも私は積極的に各集落に参加させていただきたい。そのときにまたこうして部分部分でいろんな町民の方の、普段会えない方かも分からないです。そういった行事はですね。だからそういったことも考えて、町政懇談会を大勢でやるのを何回というよりも、グループグループのそういったものを捉えてそういった話も聞いてみたい。

お子さんたちとの接触、交わりも大事かと思っています。実は昨日一昨日でしたか、早町小学校2年生の児童さんが役場見学に来られて、議場と町長室に来ていただきました。そのときも6名だったんですが短い時間でしたけれど本当に楽しい話をさせていただきました。そのときに私が町長になりたい人と言ったら4人ぐらい手を挙げました。そしてそのお子さんたちの質問がまた本当にストレートでなぜ町長になったんですかとか、町長の仕事は何ですか。正直言ってちょっと即答できなかったですね。あまりに難しいことを言っても分からないでしょうし、だからそういった楽しい会話もこれからどんどんと小中高生も交えてそういったものをやっぱりやっていきたい。そのときのお子さんたちの夢とか希望とかそういったものが果たして町政がそれを手助けできてるのか、そういったことも検証しながら自分の政策づくりに役立てていきたいという思いを持っております。とにかくコロナが落ち着いて状況を見て判断していきたいと思っています。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長から1回の大きな懇談会よりもグループグループというお話がありました。ぜひその方

向で動いてもらいたいと思います。やはり大勢の中ではなかなか意見があっても意見が出せないと思いますし、そこに隈崎町長が寄り添っていただけるということなのでぜひお願いしたいと思います。そして私たちもそれを見習いながらしっかり議会も頑張っていきたいと思っております。

そこで小学生のお話もありましたが、やはり喜界町はまだ選挙の投票率というのは少し高いほうだと思います。ほかの都道府県からするとまだ高いのではないかと思うんですけども、やはり子供のうちから行政、町政に興味を持ってもらうことは、本当にこれから喜界島を担う子どもたちにとって大事なことだと私は思っておりますので、ぜひまた教育長もいらっしゃいます。教育長とも協議しながらぜひ進めていただけたらなと思っております。

そこで、先ほど町長から職員のほうもやっぱり寄り添って町民の皆様の声を聞くようにというお話がありましたけれども、そこで質問の2番に移らせていただきたいんですが、町民の方との距離を縮めるためには、やはり役場庁舎内に入りやすいという環境をつくってもらいたいと思います。皆さん感じると思うんですけども、これは本町だけではなくて他の自治体の役場庁舎、公共的なこういう庁舎に関しては、入りづらさを感じると思うのではないのでしょうか。そのような声はまた町民の皆様からもよく耳にするところです。

そこで、埼玉県の新座市というところでは、平成30年から庁舎内でBGMを導入しているそうです。これは来庁者へのおもてなしとリラックス効果や、また職員のストレス軽減及び作業効率の向上を目的として行っているそうです。そこで質問いたしますが、本町でも先ほど言いましたけども町民が訪れやすい庁舎環境やまた空気感をつくることで町民と職員との距離を縮めることに、そして働きやすい環境につながっていくと考えられますので、どうですか、庁舎内でのBGMを流せないか町長の見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいま議員がおっしゃいました町民が訪れやすい庁舎環境についてでございますが、職員一同挨拶や窓口業務等、常に町民目線を大切にしながら対応しているところではございますが、ただし中には職員の対応について意見をおっしゃる町民の方もおられます。また、職員としては適切に対応しているつもりでも、やはり町民から見ると苦情をおっしゃらなければならない事態になっているときもあるようでございます。

そこで、議員御提案の庁舎内でのBGMについてですが、音楽で職場環境を改善する取組は本当に全国的に企業を中心に一部自治体でも先ほど御紹介がございましたけれども導入事例があるようでございます。一定のリラックス効果はあると思いますが、ほかに弊害はないのか。例えば流す場所ですよね。それが庁舎一斉にその場所で流すのか、それともスポット的にやったほうが効果がいいのか、その辺もやはり調査をしながら、それと音楽設備、放送設備がどういったことになっているのか。先ほど言いましたようにこれは一斉放送の設備なのか、それとも各部屋部屋で切れるような設備なのか、その辺もちょっと調査をしながら、これはできないという理由ではなくて、できる方向でどうすればできるのかという方向で、ちょっと点検をしながらやっていきたいと思っております。

それと音楽に関しては御存じかと思うんですが、BGMとかを流すとジャスダックの著作権料も発生しますのでその辺もどうするのか。例えば1曲だけ流すと逆効果になるでしょうし、どういった音楽で、どういった曲数で、どういった音量でというのをやはり人間的な生理関係のあれもありますのでその辺をやっぱり調査しながら、先進地のこういった市役所、区役所、そういった自治体の情報も取り入れながらできる方向で総務課と一緒にあって検討を進めていきたいと思っております。すぐできるかという即答はちょっとできかねますがよろしくお願ひします。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

あくまで参考までなんですが、新座市のほうに少し問合せをさせていただきました。

そして30年から進めて現在まだ導入をされているのかということで、今されていると、メリットデメリットはどういうものがありますかというときに、町民からのもしかしたら苦情、音楽を聴きながらいいねというような苦情があるのかなというのもお聞きしました。そうすると今のところありませんと、効果とすれば、やっぱり気分的に働きやすいという声はよく聞きますというお話を伺っております。これは各市町村によって全然環境が違いますので喜界町は喜界町なりの問題点が出てくるとは思いますが、そういうお話がありました。

設備の問題なんですが、著作権の問題もありましたが、新座市の場合は有線という音楽配信事業を行う企業と年間委託料として8万5,000円で契約をして流している。その中で全フロアではなくやはり住民課だったり税務課であったり町民と直接やり取りをする受付業務のところでは音量をはるかに抑えて支障のないように取組をしている。

これが喜界町の庁舎内でできるかというのが一つの問題だと思います。それを解消することに大きな予算を使うのであればそれは少し難しい問題ではないかなと思いますが、今15時に島口ラジオ体操が流れてると思うんですけども、その流れているラジオ体操は今現在どのような整備、CDだったりとか録音だったりとかすると思うんですけども、その点にお答えできればお願いしたいと思ひますけれども。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

確実な詳しい知識は持ち合わせてはいないんですが、CD関係に関しての著作権というのがCDを購入します。これは自分が使うというか、その場所で使うのには著作権は必要ございません。ただこれをコピーしたりとかすると複製という形でいろんな手続等が発生するというふうに認識しております。それから先ほど言われた島口体操は一つのCDの音源としてその時間帯に流している。それ以外は費用はかかっていないかと私は自分ではそう認識しております。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

スピーカーは全フロアに設置はされてると思ひますので、あとはもしやれるとすればどうい

う導入の仕方になるか分かりません。CDになるのか、オンラインでつないだ曲を流すのか、または業者との契約にするのか分かりませんが、さほど予算は使わないのかなと私のほうでは思っておりますので、ぜひ町民が入りやすい、居酒屋とか大きなショッピングモールに皆さん行かれたことあると思いますが、その中で音のないところに入るといのはすごく違和感を感じると思います。ぜひ意識してみてもらえたらと思うんですが、やっぱり音楽が流れていたり活気のある居酒屋さんだったりするとすごく入りやすい。それが音がないところにはすごく入りにくいんですよ。そこはぜひ職員の方も町民との対話を大事にとおっしゃってましたので、ぜひ検討課題として前向きに進めていただきたいと思います。

それと、もう一つこれは御提案なんですけど、もう一つ役場庁舎内の海側に公園が整備されていますが、遊具が設置されてすごく子連れの家族の方、特にお母様方から近くに公園ができてありがたいと、できればやっぱり大勢で集まっても大丈夫なようにもう少し拡充を。一番は砂場がほしいという話があったり、鉄棒、ブランコ、そういったものをもう少し整備できればまた役場庁舎の敷地内に入るハードルが少し下がってくるのではないかなと思いますので、ぜひそこも検討課題に持っていてまた検討していただければ町民の方との距離が縮まると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に質問に移らせていただきます。

ふるさと納税寄付金事業、ふるさと納税について質問いたします。

このことについては、度々、勇退されました峰山議員から質問がありましたが、2006年、平成18年に西川一誠元福井県知事から導入提言がありまして、皆様も御存じだとは思いますが菅総理の御尽力もあり事業がスタートしております。現在では全国の400万人の方が利用され、その寄付額の規模は5兆円を超えております。

鹿児島県の大崎町、人口1万2,000人余りの町ですが、納税額は令和元年28億円となっております。本町でも右肩上がりに納税者、納税額が伸びており、30年度決算額で2,290万円、令和元年度は4,100万円、今年度は現在4,000万円を超えており、12月の駆け込み次第では大台の1億円というものが少し近づいてくるというお話も聞いております。そのことについては担当課、担当者の皆様の取組に深く感謝いたしたいと思っております。これからまだまだ伸びていきます。ふるさと納税の全国の対象者は5,100万人と言われております。現在400万人、まだまだ伸びてくる事業だと私は思っておりますので、ぜひこのふるさと納税事業に町長のトップダウンで思い切って力を入れていただきたい。そのことから質問いたします。

ふるさと寄付金はお分かりだと思いますが、自主財源確保のため、また、喜界町の宣伝PR、農家や業者の収益向上に三方よしという大きな影響を与えます。そのことから取組を強く強化すべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

野間議員のふるさと寄付金についての御質問に、相対的な考えについて私のほうからまずお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税は自主財源の乏しい本町にとりまして本当に貴重な財源

確保できる手段であるとともに、島を島外に向け宣伝できる制度でもございます。また、このふるさと納税には次のように三つの大きな意義があるとされております。

第一に納税者が寄付先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度である。それから第二にお世話になった地域、応援したい地域の力になれる制度である。それから第三に自治体が国民に取組をアピールし、自治体間の競争が進み選んでもらうためにふさわしい地域の在り方を改めて考えるきっかけとなる制度であると私は認識をしております。このような意義を踏まえつつ見直すべき点は見直し、取組の強化に努めてまいりたいと私は考えております。全く野間議員と同じような考えを持っているところでございます。

なお、1から3までの質問につきましては、担当課長より詳細は答弁させていただきます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長ありがとうございます。前向きにやっていくという強いお言葉をいただきまして、本当に今すごく地方というのが試されて新型コロナウイルスで特になんですけども地方の在り方というのが見直されてきています。

私が感じるのは、ふるさと納税というのは今まで地方自治体というのは管理者、国、県の動きを見ながら自治体はどう動いていくのかというバランスであったと思うんですが、これからは企業として一地方自治体が自分たちで自ら稼いで、自ら町民へサービスしていくという時代が本当にきているんだと私は思っております。

ぜひ管理者という立場から経営者という形に考えを変えていただければ、このふるさと納税に対して絶対に取り組まないといけないと思います。私が企業の社長であれば、これには思い切った力を注いで人員も入れてやっていきたい。私も一次産業なんですけども、農業というのは一次産業、製造が二次産業、三次産業が販売、この販売というのが一番難しいんですよ。いいものをつくっても売れない。でもこのふるさと納税は売れる場所のマーケティングがいろいろな大きな企業の力添えや国の力で整備されてます。そこにどのように提示できるか、どのようにアピールできるか、それさえできれば喜界町ももっともっと伸びると思います。

喜界町のふるさと納税のサイトを見ました。大崎町や徳之島、いろいろ見させてもらったんですが、仕組み、出ている写真、内容はほとんど変わりません。ただやっぱり高額納税者のための枠があるのかとかそういう細かいところがあると思うんですけど、さほど変わらないと私は思っております。あとはアピールの差、力をどこまで入れるか、そこだと思っております。その中でやはり一番重要になるのが職員の増員ですね。これをぜひ考えてもらいたいと思いますが、現在は職員1人で兼務で行っている。主に事務処理を行う会計年度職員が2人での対応と聞いております。返礼品が増えることでの事務処理の負担、そして返礼品を拡充するための各関係機関、関係者との打合せに非常に時間を要するのではないかなと思っております。そのためには職務は多大でありますので、担当部署の増員、拡充を図る必要があると思っておりますが、見解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

野間議員の御質問にお答えいたします。

まずふるさと納税の現状を御説明させていただきます。平成30年、件数で665件、金額で1,183万6,000円、平成31年、件数1,257件、金額で1,893万8,000円、令和2年、件数4,626件、金額5,532万7,000円、これはいずれも各年11月末現在の数字でございます。この状況を踏まえた上で御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

昨年度まで、議員御指摘のとおり職員が兼務で1名、それから臨時職員1名で業務に当たっておりましたが、今年度6月より会計年度1名増員を行いまして対応に当たっておるところでございます。今3名体制で臨んでおります。また今年度より機構改革の一環でチーム制を敷いております。そういった中で課内での協業体制が取れているというふうに私は考えているところでございます。ただし例年12月、この時期これからだど流れ込んでいきます。年間の納税額半数以上はこの時期に入ってくるというのが現状でございますので、そういったところを見ながら次年度についてはまた考えていかないといけないのかなというふうに思っております。さらなる業務効率を図る観点からは今年度中にR Pを導入しまして、事務の軽減化に努めてまいった上で次年度以降どういうふうになるのかというのをさらに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

担当課長からR Pというシステムを導入して返礼品の送り先とかに対しての対応をしていく、このシステムで大分能率が上がって担当課の作業が効率化に進んでいくと本当に思いますので、ぜひそれを前向きに進めていただきながら、町長お願いしたいんですが、やはりそれはシステムでできることなんですが、やっぱり担当課が自由にやっぱり返礼品の拡充に向かったり、アピールに向かったり、やっぱり町長がトップセールスで宣伝をされると思うんですが、そこに対してぜひ来年度このシステムを入れながら、動向を見ながらだとは思いますが、時期的な部分でもいいんですが、ぜひ営業マンになれる人材を確保してもらいたいと思いますので、増員に関して町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今の段階では承っておきたいと思います。また来年度の予算編成それから人事異動等もございいますけど、その辺を勘案しながら、この課の町の役場の組織が今年度4月からチーム制にいろいろ変わったものですから、その辺の進捗具合とかも見ながらどういった増員ができるか、また課の役場内でその職員が回せるかどうか、その辺を見ながらやっていきたいと思っております。御提案ありがとうございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

ふるさと納税が2006年から始まっていますが、時はずっと進んでるんですが、これからまだまだ伸びます。ただ、1年でも早く自主財源を確保するためにこの事業は絶対力を入れるべきだと思いますので、確かにステップステップ少しずつ伸びながら対応するというのは前提ですけども、ぜひチャンスが来たときには、チャンスはきていると私は思っていますが、ぜひ力を入れてもらいたい。後ほどちょっとお話しさせてもらいますが、徳之島はふるさと納税課をつくりまして今すごく伸びてきています。ぜひ力を入れていただきたいと思っています。

次の質問ですが、人員の増も大事ですが、寄付者、寄付額を増やすためにはやっぱり返礼品の拡充が必要になってきます。返礼品の拡充について現在、品目もずっと右肩上がりです。伸ばしてきていますが、現在取り組んでいることについてお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

まず返礼品の品数の推移について御説明いたします。

平成30年26種類、31年が75種類、令和2年、本年度です。現段階で142種類と順調に推移しております。今後もさらなる拡充を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

例えば商品のセット組であったり観光体験、いわゆる体験型といったものも考えております。対応の業者がいますので、そういったコラボ商品といったところにも視野を広げながらやっていきたいというふうに今考えているところです。

また、返礼品を送るだけではなく今後も納税してもらいたい、また、興味を持ってもらって実際に島に来てもらう、そして体感してもらいたいといったところにつなげていけるような取組を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

課長ありがとうございます。

右肩上がりに伸びてきてますので、これからまたもっともっと増やせるように、そしてそれには民間の力が絶対必要になってきます。町民の力ともタッグを組めるように、そのためにやっぱり時間を割く職員の拡充が本当に必要だと思いますので、併せて取り組んでいただきたいと思っています。

ふるさと納税の喜界島のホームページの中で返礼品をいただいた方からのメッセージというのが配信されてますが、その中に本当に喜界島には行ったことはないんだけど喜界島を応援したいとか、その中にお手紙をいただいてすごく感激しましたとかいろいろな温かいお言葉をいっぱいいただいてすごくいい制度だなと思って、またそれに携わっている職員の皆さん、担当課の皆さんに本当に有難いなというふうに思っているところであります。

その中で返礼品の拡充、右肩上がりでは伸ばしていくということでありましたが、喜界島には金江副町長も新聞記事の中で述べられてましたが、在来作物があります。返礼品の中でやっぱり喜界島の色を出すというのがすごく大事になってくると思います。そこで在来の作物、小野津ダイコンだったりヒル、ニンニクの葉、島ラッキョウ、大豆、小麦そして島ミカンなど多くありますが、それらを返礼品に取り入れていくのも面白いアイデアではないかなと思っております。

そこで、これは農業振興課サイドになると思いますが、在来作物の作付の普及に向けて取組があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの野間議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品としまして農産品の活用ということで、主に在来作物であります白ゴマであったり、花良治みかんのほかにソラマメ等が加工品を含めて多く利用されていると思います。その中で花良治みかんにつきましては、皆さん御存じのとおりほかの柑橘類にはない特有の香りがありまして、またそのほかがんの抑制効果であったり血糖の上昇を抑制する成分が含まれているということで島内外において大変な人気を占めております。生産量が少ないということで幻のミカンというふうにも言われております。生産量が少ない要因としまして、課題でもあると思っておりますが、喜界島は台風の常襲地帯であり冬場の季節風の影響等によって圃場の場所の問題として地理的な状況に左右されやすいというのがあります。

そういったことから防風林の植樹であったり、暴風対策、園地整備、環境整備を行う必要があります。そのほか、苗の植付けから収穫まで柑橘類につきましては、苗の植付けから収穫まで地理的条件によって違うと思うんですが、4年から5年ほど期間を要するということがあります。そのほかにも花良治みかんにつきましてはそういった自然の影響を受けやすいということと病虫害対策などの栽培技術があったり、そういったもので手間暇を要するというでなかなか普及が進まない状況ではあります。

花良治みかんを一つの例として取り上げておりますが、そういったことに対する対策としまして、園地整備にかかる費用また収益のない期間につきましては国の支援事業もございまして、またそのほか町の単費も暴風雨対策に対する支援事業も行っておりますので、そういった取組によりまして徐々にそういった柑橘類の栽培についても規模拡大であったり新規栽培も増えてきてそういった面積が増えてきている状況にあります。一つ花良治みかんを例に挙げて質問に答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

武藤課長ありがとうございます。

今花良治みかんのお話がありました。白ゴマ、ソラマメ、一次産業の中でも白ゴマは特に台

風の影響を受けやすいということがありますが、製造、販売という形がある程度確立できている。ソラマメもそうですね。

花良治みかんは先日いただいて食べたときに、なかなか小さい頃から近くにあったものだったんですけど食べるのがなくて、クリファーはよく食べますが島ミカンってなかなか食べる機会がなくて焼酎に入れたりとか何かに使うということしかなかったんですが、食べてみたら物すごくおいしくて、香りが私がミカン博士でもないのですたくさんのミカン知らない中で言うのもあれですが、物すごくおいしくて香りが豊かで、このミカンというのはどこにもないミカンだなど思っていて、それを普及できればなど考えていたときにこのふるさと納税に生かせないかというのがあったんですが、やっぱりなかなか栽培の面で苦労があるということも聞いておりました、そこで一次産業の中で返礼品の拡充のために一次産業の取組があって製造の取組があって、これをつなげていって返礼品の拡充につなげていければと思っていますので、島に本当に在来の作物、ほかにない作物で隆起サンゴの喜界島で本当にミネラルが多いおかげなのかどの作物もおいしいんですよ。皆様感じられてると思うんですが、それを売りにぜひ今後普及もできていければなど思っておりますので、協議しながらまた力を合わせて頑張っていければと思っています。

そこでもう一つ質問させていただきたいんですが、納税者を増やすためにやはり喜界島の出身者、これは何度も質問に上げられてると思うんですが、特に郷友会の皆様にPRする必要がありますが、町長の見解をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

郷友会の総会とかいろんな会合があって招待を受けることがあるんですが、そのたびにたしかそういったふるさと納税の宣伝といいますか、パンフレットを持っていったはずですが。私も実は去年東京のほうに行く予定がちょっと台風でキャンセルになったんですが、その準備をしていて、郷友会の方から自分たちが配付するから先にその資料をまず送ってくれということであったので東京それから関西、福岡、鹿児島、そういった宣伝のほうはやっているのだと認識しております。また今後も続けたいと思っています。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

PRを郷友会のほうに定期的に行っているということで、そのパンフレットというのが私は分からなかったんですが、すいません、デリバリーのやーじかもーのパンフレットというかカタログというかどうかどういえばいいかちょっと分からないんですけど、これすごく中身が見やすく内容もちゃんとしっかり書かれてて、一つの本となっていて喜界町の場合ホームページにふるさと納税の内容が書かれてますけども、お年寄りとかちょっと苦手な方にはぜひこういう見やすい、現在あるとは思いますが、手に取ってもらって家で家族の中で共有できるような、言葉で伝えるというのともう一つものとして目に見える形でぜひPRをしていただければ、これ

からどんどん増えていくんじゃないかなと思いますので、ぜひトップセールス、町長にやっていただいてまた議長、議会も含めてしっかり頑張っていければと思っております。

それでふるさと納税最後の質問になりますが、これから寄付金の基金の活用について、現在基金残高が7,400万余り積み立てられてると思いますが、今後の基金運用について見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

現在、喜界町のふるさと寄付金の運用につきましてですが、小中高生入学祝い金の運用のみとなっております。今後につきましては、妊産婦の支援事業の拡充等へ運用も検討しているところでございます。さらに今後私どもで考えてますが、各課への基金運用の要望調査等を実施しまして年次計画を策定しまして枯渇することのないようにこの基金の運営をしていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

ふるさと納税というのは納税者の気持ち、喜界島を助けたいとか、喜界島に発展してもらいたいとかいう気持ちで、納税いただいた中の4割から50%が寄付の基金になると思います。7,400万が多いか少ないかは別として、これから事業を進めて拡充できていったときに自主財源として見たときに、今財政調整基金で積み立てている分は長期的に町政を運営していく中でしっかり守りながら崩すこともやっていかないと、簡単に崩せるものではないというのを認識しながらその使い方、でもこのふるさと寄付金という部分にはやはり自ら稼いで、自らいただいた納税を課長がおっしゃるように全課の要望に応えられる基金としてやっぱり予算です。予算があればいろんなことが進んでいくというのは皆さん御承知だと思いますので、ぜひそのためにこのふるさと納税頑張ってもらえたらと本当に思います。

徳之島町は、先ほどお話しさせてもらいましたが10億円を超える納税額の歳入があります。単純計算で、今言いましたけども4から5億の自主財源が1年で確保できる。それだけの事業規模になれば、喜界町民の夢です。スポーツ施設、文化ホール、総合公園など、いろいろ喜界町にはないというこの夢を自分たちの自主財源の中で1年でもしかしたら造れるかもしれない。それを定期的にずっと積み重ねていけばいろいろなものの解決に、そういう仕組みができていると私は思っていますので、この寄付金事業に最大限に力を入れて町民の夢をかなえるためにならねていただきたいと、それをみんなで力を合わせて取り組んでいければということをお申し述べて私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、野間弘也君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は15時35分とします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時35分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第6 議案第56号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

△ 日程第7 議案第57号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

△ 日程第8 議案第58号 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第9 議案第59号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第10 議案第60号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第11 議案第61号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第12 議案第62号 令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第12、議案第62号、令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第56号から議案第62号の一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算について、一括して御説明申し上げます。

議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ2億2,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億9,717万4,000円とするものでございます。今回の補正予算の主なものは、ふるさと寄付金事業新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の増額によるものでございます。

それでは、2ページから5ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款項の増減について説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入ですが、全て増額です。国有提供施設等所在市町村助成交付金123万6,000円、地方特例

交付金103万9,000円、地方交付税 1 億3,744万3,000円、分担金及び負担金 1 万5,000円、国庫支出金4,831万円、県支出金263万8,000円、寄付金2,499万8,000円、諸収入10万6,000円。

3 ページをお願いします。

町債1,000万円をそれぞれ増額いたします。

次に 4 ページをお願いします。

歳出も全て増額でございます。議会費 1 万円、総務費 1 億5,460万6,000円、民生費3,064万2,000円、衛生費1,252万4,000円、農林水産業費449万2,000円、商工費260万8,000円、土木費621万6,000円。

5 ページをお願いします。

消防費527万円、教育費611万7,000円、災害復旧費330万円をそれぞれ増額いたします。

次に、6 ページの第 2 表、地方債補正につきまして説明申し上げます。

地方債補正は漁港整備事業債を減額し、港湾整備事業債、社会福祉施設整備事業を増額するものでございます。

次に、議案第57号、令和 2 年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,480万3,000円といたします。増額の主な理由は、職員給与の増によるものでございます。

次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ262万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,900万6,000円といたします。増額の主な理由は、会計年度任用職員報酬、医薬材料費の増によるものでございます。

次に、議案第58号、令和 2 年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億2,324万円とするものでございます。増額の主な理由は、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費の増によるものでございます。

次に、議案第59号、令和 2 年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億1,150万9,000円とするものでございます。増額の理由は、保険基盤安定分担金の増によるものでございます。

次に、議案第60号、令和 2 年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出それぞれ306万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億1,943万7,000円とするものでございます。増額の理由は、農業集落排水基金積立金の増によるものでございます。

次に、議案第61号、令和 2 年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出それぞれ1,557万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億1,745万2,000円とするものでございます。増額の理由は、工事請負費の増によるものでございます。

次に、議案第62号、令和 2 年度喜界町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。営業費用を550万円追加し、特別損益を550万円減額し、水道事業費用を増減なしの 5 億6,934万1,000円とするものでございます。増減の理由は、増額が修繕費と材料費の増、減額が前年度消費税及び地方税消費税の減でトータル増減なしでございます。

以上7件御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

1点お願いします。

議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算のページ13ページをお願いいたします。

目の48、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてであります。補正予算額全体で1億205万3,000円、その中でこの臨時交付金は国からの新型コロナウイルスに対する地方自治体の補助だとは思いますが、国からの補助金が4,600万円となっておりまして一般財源から5,500万円が支出されております。全体的なところは委員会付託で、細かいところは詳細を審査しますが、大まかなところでなぜこの5,500万、一般財源から支出されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今の野間議員の御指摘の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の財源の内訳についてでございます。

議員がおっしゃったように、歳入については国の補助金、コロナ交付金で一次分、二次分含めて3億4,000万余り確定をしております。この中で一般財源が出ているということですが、現在一般財源で計上してありますが、最終的には調整をして持ち出さない形となります。調整のための一般財源分は除きますが、最終的には調整をして持ち出さない形となります。

主な理由でございますけれども、今コロナ関連の事業が総務課、企画観光課、保健福祉課、農業振興課、協議会事務局等含めて三十幾つかの事業がございます。進捗状況にも差がございまして、科目ごとに例えば工事費等については少し余裕を持った形で最初のほうは予算を組ませていただいておりますし、特に企画関係でございますが、県の町債事業との絡みもあります。その辺について今現時点での未確定要素もある事業についてもそのままの事業費を残しております。そういったことで今予算上は一般財源として出ている形となりますが、事業の進捗に応じて最終的に調整をします。もちろん事業によっては執行残も出ますので、その調整も含めて3月補正あるいは専決予算ということでの調整になるかと思っておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第62号まで、以上7件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

- △ 日程第13 議案第63号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第14 議案第64号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第15 議案第65号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第16 議案第66号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- △ 日程第17 議案第67号 喜界町災害対策基金条例の制定について
- △ 日程第18 議案第68号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第19 議案第69号 喜界町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第20 議案第70号 団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、議案第63号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第70号、団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更についてまで、以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第63号から議案第70号まで一括して御説明申し上げます。

まず議案第63号、喜界町手数料条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。改正の理由としましては、手数料を減免する条文を新たに加えるものでございます。

次に、議案第64号、報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。喜界町堆肥センター建設運営検討委員、喜界町障がい者施設推進協議会委員、喜界町明るい選挙推進協議会委員の報酬を新たに加えるものでございます。

次に、議案第65号、喜界町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第66号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めるものでございます。租税特別法の改正により割合自体の引下げに加え、同法に規定されていた特例基準割合が利子税と基準割合、延滞税特例基準割合還付加算金特例基準割合とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されました。地方税法でも同様の改正があり、関係条例の改正を行うため制定するものでございます。

次に、議案第67号、喜界町災害対策基金条例を別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めるものでございます。令和2年台風10号の接近時の避難所の運営において、多額の経費を要

することが判明いたしました。今後の大規模な災害等に備えるため、喜界町災害対策基金を設置し、必要経費を確保する必要があるため制定するものでございます。

次に、議案第68号、喜界町こども医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。令和3年4月より現物給付方式の対応を住民税非課税世帯の未就学児から住民税非課税世帯の高校生まで拡充することに伴い、喜界町こども医療費助成条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第69号、喜界町漁港管理条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。水産庁の模範漁港管理規程例が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第70号、団体営喜界土地改良事業計画書を別紙のとおり変更したいので土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。維持管理計画書の変更概要としましては、新規地区の編入等により地籍が現行1,677ヘクタールから617ヘクタール増加して2,294ヘクタールに変更するものでございます。また、建設予定の喜界第2地下ダム、取水施設を含む荒木送水路、川嶺第2ファームポンドについて維持管理施設に新たに追加するものでございます。

以上8件御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第70号まで、以上8件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第21 陳情第2号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情について

△ 日程第22 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（榮 哲治君）

日程第21、陳情第2号、安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情についてから日程第22、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、お手元に配付してあります付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月11日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時47分

令和 2 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 2 年 12 月 11 日

(第 2 日)

令和2年第4回喜界町議会定例会

令和2年12月11日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 行政報告

[各常任委員長報告]

○日程第2 議案第56号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

[産業福祉常任委員長報告]

○日程第3 議案第57号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○日程第4 議案第58号 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○日程第5 議案第59号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○日程第6 議案第60号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第7 議案第61号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第8 議案第62号 令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

[各常任委員長報告]

○日程第9 議案第63号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

○日程第10 議案第64号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○日程第11 議案第65号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○日程第12 議案第66号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○日程第13 議案第67号 喜界町災害対策基金条例の制定について

○日程第14 議案第68号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について

○日程第15 議案第69号 喜界町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○日程第16 議案第70号 団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更について

[総務文教常任委員長報告]

○日程第17 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○日程第18 発議第5号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）について

○日程第19 発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるた

めの、2021年度政府予算に係る意見書（案）について

- 日程第20 同意第15号 監査委員の選任について
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査の件について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君		

1. 欠席議員（1名）

13番 榮哲治君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
行政管理監	幸田勝光君	企画観光課長	中村幸雄君
町民税務課長	富充弘君	税対策監	岩松利和君
保健福祉課長	吉行進君	まちづくり課長	竹内功君
農業振興課長	武藤裕和君	会計管理者	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君
喜界分署長	徹島一秀君		

△ 開 議 午前 9時30分

○副議長（安田英次郎君）

おはようございます。

本日の会議は、榮 哲治議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 行政報告

○副議長（安田英次郎君）

日程第1、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは行政報告を申し上げます。

本町における新型コロナウイルス感染者の現状と対応について御報告申し上げます。

まず、このたび新型コロナウイルス感染症に罹患された方及び御家族、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、感染拡大が進む中、日々、医療の最前線で患者の治療に尽力されている医療従事者の皆様に心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス第3波により、全国的な感染拡大の増加で集団感染クラスターが多発し、医療体制が逼迫する都道府県も出つつあります。奄美群島内でも感染が拡大しており、特に徳之島では、島全体がクラスターと判断され、経済や教育などにも影響が出ております。

本町におきましては、12月9日に、60代女性1名の感染確認の報道発表がありました。感染経路は、徳之島のクラスター関連です。感染者の濃厚接触者のPCR検査結果については、本日に判明するとの報告を受けております。

同日、県から感染確認の情報を受け、感染症対策本部会議及び医療機関や警察等関係機関との調整会議を開き、対応を協議し、警戒レベルを3から4に引き上げております。

町民の皆様への情報提供といたしましては、随時、防災行政無線やホームページで、感染予防の注意喚起や、偏見差別の抑止、感染の状況などについて、情報を発信しているところです。また、各戸への注意喚起のチラシや改正された警戒レベル表の配布などにより、感染防止対策の徹底を呼びかけているところでございます。

感染の拡大に伴い状況が日々変化しているところですが、保健所や医療機関との情報の共有を図り、今後発生する事態へ迅速に対応してまいります。

繰り返しになりますが、感染者の方が不当な差別や偏見を受けることがないように、皆様の御配慮をお願いいたします。

以上、行政報告を終わります。

○副議長（安田英次郎君）

以上で行政報告を終わります。

△ 日程第2 議案第56号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

○副議長（安田英次郎君）

日程第2、議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

各委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。報告いたします。

去る12月4日、本会議において当総務文教常任委員会に付託されました議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は12月7日、委員全員出席の下、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては所管課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,578万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,717万4,000円とするものです。

それでは各所管分について申し上げます。

総務課所管分、歳入は9ページ、款の9国有提供施設等所在市町村助成交付金、目の1国有提供施設等所在市町村助成交付金123万6,000円の増額。

款の10地方特例交付金、目の1地方特例交付金103万9,000円の増額は確定によるものです。

款の11地方交付税、目の1地方交付税1億3,744万3,000円は普通交付税の増額です。

10ページ、款の15国庫支出金、目の7総務費、国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備補助金66万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,633万8,000円の増額です。

歳出は12ページ、款の2総務費、目の10交通安全費100万円の増額は、ロードミラーの修繕費です。

目の11電算管理費66万円の増額は、マイナンバー関係の改修費用です。

目の12情報無線施設管理費120万円の増額は、屋内アンテナ設置のためです。

13ページ、目の48新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業1億205万3,000円の増額のうち、総務課所管分は需用費180万1,000円のうち100万1,000円が総務課分で、防災関係で主に避難所関係です。

委託料826万7,000円のうち70万円が総務課分で、空港検温委託料の期間延長に伴うものです。

備品購入費の1,128万5,000円増額のうち、オンライン会議用の備品が111万7,000円で、防災関係が510万7,000円です。

負担金補助及び交付金のシステム改修210万円は電算関係で、キャッシュレス決済に向けての改修費用です。

地方創生臨時交付金事業補助金1,110万円は、37集落に一律30万円を支給する助成金です。
主な質疑について申し上げます。

ロードミラーの修繕は何か所で進捗はとの質疑に、現在設置要望があるのは20か所で、未設置カ所が9か所です。

空港検温委託料は305日で何時間の作業ですかの質疑に、検温作業は県と町の2名体制でしている。毎日の作業で飛行機便の到着時間帯の前後で計算している。

オンラインで110万7,000円の備品購入はどのようなものかの質疑に、大人数でのウェブ会議システム1台、個別での会議用5セット、アクセスポイントです。

次に企画観光課所管分について申し上げます。

歳入は10ページ、款の18寄附金、目の5ふるさと寄附金2,499万8,000円の増額です。件数、金額とも300から400%の伸びであるため増額するものです。

歳出は12ページ、款の2総務費、目の2文書広報費21万円の増額は、発送件数の増によるものです。

目の7企画費、節の10需用費の印刷製本費50万円の減額は、当初総合計画書を作成する予定であったが次年度に持ち越すためです。

修繕料の20万円は車検代等です。

節の16公有財産購入費1,543万2,000円は、旧前川医院の土地を購入するものです。面積は1,928.18平米です。

13ページ、目の23自然環境保護費23万9,000円の増額は、ウミガメの保護の観点から奄美海洋生物研究会の興様に研修会をしてもらうための講師謝金と旅費が主なものです。

目の41ふるさと寄附金事業2,499万8,000円の増額の主なものは、需用費1,500万円は返礼品の購入費です。通信運搬費500万円、ふるさと納税サイト使用料432万1,000円です。

目の42地方創生関連事業は組替えです。

目の48新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業1億205万3,000円増額のうち、企画課所管分は需用費180万1,000円のうち80万円は感染防止対策奨励支援で、各事業所にガイドラインを配付しているが、これに対する感染予防対策をしている事業所にのぼりを提供するものです。

委託金756万7,000円は喜界島観光PR映像の追加分242万9,000円、島留学の改修施工管理が200万円、ふるさとレストランの委託料313万8,000円です。

節14工事請負費6,300万円は、島留学寮、旧前川医院の改修費です。

16ページ款の5農林水産業費目の38加工販売施設運営費2万5,000円の増額は、当初報償費で支払う予定が会計年度任用職員になったため、給与を48万円増額し、報償費79万4,000円を減額するものです。

備品購入費30万3,000円は、はかり2台分と唐箕を購入するものです。

目の4水産物加工施設整備費62万円の増額は、光熱水費です。

款の6商工費、目の2観光費260万8,000円の増額は、旅費を37万7,000円減額、光熱水費17万2,000円の増額は池治海水浴場漏水によるものです。手数料144万3,000円は公園管理によるものです。負担金及び交付金137万円は、奄美らしい着地型・滞在型観光推進事業補助金です。

17ページ、目の6 ジオパーク推進事業は組替えて、旅費を132万4,000円、負担金22万円を減額し、工事請負費154万4,000円を増額するものです。工事費は看板設置です。

19ページ、款の10災害復旧費、目の1 公園復旧費330万円は、スギラビーチを復旧するための原材料費です。

次に主な質疑について申し上げます。

ふるさと納税サイト使用料432万1,000円は1社の料金かとの質疑に、4社です。楽天が93万8,000円、ふるナビ57万8,000円、ふるチョイ112万2,000円、さとふる168万3,000円です。

次に、町民税務課分について申し上げます。

歳出は12ページ、款の2 総務費目の13諸費50万円の増額は町税還付金です。

15ページ、款の4 衛生費、項の2 清掃費、目の1 塵芥処理費1,159万5,000円の増額。役務費106万9,000円は、粗大置場に置かれている規格外ビンや陶器を島外への輸送費として66万9,000円。畳を業者にカットしてもらうための手数料として40万円です。1枚2,000円として200枚を見込んでいます。委託料の1,027万6,000円は規格外ビン、陶器類排出処理委託料で297万1,000円。粗大ごみ処理料660万5,000円は石膏ボードを処理するためのものです。廃タイヤ排出処理委託料70万円は、今回の処理で全て完了する予定です。備品購入費25万円はコンテナハウスを購入するものです。

次に、教育委員会事務局所管について申し上げます。

歳入は10ページ、款の15国庫支出金、目の5 教育委託金23万円は、教育課程研究指定校事業委託金で、早町小学校が国立教育政策研究所の教育課程研究指定校として行っている事業の委託金です。

歳出は13ページ、款の2 総務費、目の48新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の教育委員会分は、備品購入費1,128万5,000円のうち、書籍の除菌機4台分506万円です。

節18負担金補助及び交付金地方創生臨時交付金事業補助金50万円は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けているスポーツ団体への支援金です。

18ページ、款の9 教育費、目の6 G I G Aスクール構想事業費396万円は、学習ツール550台の購入費です。

項の2 小学校費、目の8 教育課程研究指定校事業23万円は、早町小学校が国立教育政策研究所の教育課程研究指定校として行っている事業に係る経費です。

19ページ項の5 社会教育費、目の4 図書館費132万8,000円の増額のうち、主なものはトイレの修繕料22万8,000円、備品購入費90万円はパソコン4台分の購入費です。

以上で審査を終了し、討論なく、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（安田英次郎君）

続いて、産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の審査について、当委員会は委

員6名全員出席の下、審査期間を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,717万4,000円とするものです。

それでは、各所管課の審査概要と結果の主なものについて御報告いたします。

まず、農業振興課分について、15ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4農業者年金受託事業費、補正額9万9,000円で費用弁償8万円減額、庁用備品費17万9,000円増額、この備品は農業者年金の台帳等を収納するキャビネット購入との説明がありました。

これに関連することについて、現在の農業者年金加入者は何人かの質疑があり、受給者61名、加入者15名との答弁でした。

16ページ、目6機構集積支援事業県補助金26万7,000円増額、一般財源7万1,000円の増額で補正額19万6,000円増額。内訳は会計年度任用職員報酬を9万8,000円減額、費用弁償22万2,000円増額、消耗品費7万2,000円増額です。

次にまちづくり課分について御報告いたします。

16ページ、款5農林水産業費、項3水産業費、目2漁港整備費県補助金225万円増額、地方債100万円減額、一般財源286万円増額で補正額411万円増額。内訳は、修繕料265万円増額、工事請負費250万円増額、早町漁港県単整備事業負担金104万円を減額します。

17ページ、項7土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、道路補修材料費130万円増額し、目3道路新設改良費委託料130万円を減額する財源組替えとの説明がありました。

この財源組替えへの理由、内容について質疑があり、橋梁のストックマネジメントがあり、入札の結果入札残があったため、集落等から要望が多数ある道路整備を行うため道路維持費への組替えで、なお、修繕箇所については、限られた予算のため危険箇所を優先に予算との兼ね合いも考慮しながら検討するとの答弁でした。

項4住宅費、目1住宅管理費、修繕料63万円の増額。これは台風10号で被害があった赤連第2山水の3号、4号、佐手久第2団地、小野津住宅の雨樋等の修繕料との説明がありました。

次に、保健福祉課分について、14ページ、款3民生費、項2保健福祉費、目2高齢者福祉費、その他の自己負担金を1万5,000円増額し、一般財源を同額減額する財源組替えで、島外の養護老人ホームに措置入所されている方の所得調査の結果により、歳入があったための財源組替えとの説明がありました。

目13包括支援センター運営事業費、補正額25万円増額。これはケアプラン作成委託料で、会計年度任用職員が産休のため、徳洲会病院や社会福祉協議会へ作成委託するためとの説明がありました。

目14健康増進事業費、国庫補助金40万円増額。一般財源72万円増額で、補正額112万円増額。これは、新型コロナウイルス検査助成金で、地域の感染状況に応じて65歳以上の方にPCR検査を行うための助成金で、国2分の1、町2分の1の負担ですが、検査費用は1件当たり2万8,000円で国庫補助金が1件当たり1万円上限のため、実績町負担は1件当たり1万8,000円となるとのことで、40名分の計上との説明がありました。

項3児童福祉費、目1児童福祉総務費、地方債1,300万円増額、一般財源1,700万円増額で補正額2,100万円を増額。これは子育て支援センター工事請負費で、造成事業をしながらのため見積りが難しく、また資機材の高騰、その他段差解消の擁壁設置のため大幅な増額となったとの説明がありました。

目3児童手当費国庫負担金、県負担金で70万6,000円増額。一般財源17万4,000円増額で補正額88万円増額。その中の児童手当78万円の増額は、子育て支援臨時給付金立替え支給分であるとの説明がありました。

15ページ、目6児童発達支援事業費、補正額513万円増額。その中の障害児通所給付費510万円の増額は、児童発達支援てくてく教室の放課後等デイ利用者の増によるものとの説明がありました。

以上で審査を終了し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、異議なしと認め、議案第56号は全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上です。

○副議長（安田英次郎君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）については委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第57号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

△ 日程第4 議案第58号 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第5 議案第59号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第6 議案第60号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

について

△ 日程第7 議案第61号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

△ 日程第8 議案第62号 令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○副議長（安田英次郎君）

日程第3、議案第57号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第8、議案第62号、令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第57号から議案第62号までの令和2年度各特別会計補正予算の主なものについて一括して御報告いたします。

議案第57号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。6ページから7ページ、歳入は一般会計繰入金88万円、歳出は一般管理費で職員給料78万円の増額です。内容については、人事異動に伴うものとの説明がありました。

引き続き、直営診療施設勘定について、13ページ、歳入は各種診療報酬と一部負担金で150万円増額。主に前川医院の閉院により患者数が増えたことによるものとの説明がありました。このことについて、前川医院からの患者数についての質疑があり、31名との答弁でした。

14ページ、歳出は目1一般管理費107万9,000円増額。その中で報償費、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金20万円の増額は、新型コロナウイルス感染のリスクがある中、医療に従事する医師、看護師、事務職員に国から支払われる慰労金で、5万円の4名分との説明がありました。

次に、議案第58号、介護保険特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

6ページ、歳入は介護保険料第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料8万5,000円増額は歳出との調整のためとの説明がありました。国庫補助金、介護事業補助金14万8,000円増額は、報酬改定によるシステム改修費分との説明がありました。

歳出は7ページから8ページ、款2保険給付費、項2介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費、補正額50万円の減額は居宅サービス費150万円減額、委託介護住宅改修費は100万円増額。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、利用者負担分返納金8万5,000円増額は施設入所者で生活困窮者を生活保護にしないために施設利用者利用料などを減額する境界層措置制度があり、制度改正により食費が390円から300円に減額になったための返納金との説明がありました。

次に、議案第59号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、6ページから7ページ、歳入の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金24万6,000円を後期高齢者医療公益連合会へ保険基盤安定分担金を歳出する補正とのことでした。

次に、議案第60号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、6ページから

7ページ、歳入の雑入、消費税還付金306万円増額分を農業集落排水基金積立金へ積み立てる補正との説明がありました。

次に、議案第61号、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、7ページから8ページ、歳入は繰入金、一般会計繰入金457万6,000円増額。町債、下水道事業債、公共下水道事業債1,100万円増額。歳出は、款2施設費、項1施設管理費、目1一般管理費、修繕料287万6,000円増額、管理委託料170万円増額。項2施設整備費、目1公共下水道施設整備費、工事請負費1,100万円増額は、汚泥を堆肥にしているため改良ヤードの工事請負費との説明がありました。

次に、議案第62号、水道事業会計補正予算（第2号）について、1ページ、重要な資産の処分について。喜界高校プール裏の井戸を処分し、無償譲渡します。譲渡先は朝日酒造株式会社。理由については、島中水源から貴社へ送水していましたが、島中水源は貯水場へ送水し貴社への送水ができなくなり、貴社からは料金をいただき送水していたため代替水源として譲渡するとの説明がありました。これに対象事業者の事業への影響はないかの質疑があり、事業者と供給時期など協議をしながら影響のないように努めるとの答弁でした。

3ページ、収益的支出、1営業費用を550万円増額、修繕料400万円、材料費150万円の増額。その他、特別損失550万円の減額は、平成31年度の消費税分で見積りの誤差での減額との説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果異議なしと認め、議案第57号から62号までの各特別会計補正予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上です。

○副議長（安田英次郎君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号から議案第62号までの6件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第57号から議案第62号までの6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから議案第62号、令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）

についてまで、以上6件は原案のとおり可決されました。

-
- △ 日程第9 議案第63号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第10 議案第64号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第11 議案第65号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第12 議案第66号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
 - △ 日程第13 議案第67号 喜界町災害対策基金条例の制定について
 - △ 日程第14 議案第68号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第15 議案第69号 喜界町漁港管理条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第16 議案第70号 団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更について

○副議長（安田英次郎君）

日程第9、議案第63号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第70号、団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更についてまで、以上8件を一括議題とします。

各委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。去る12月4日の本会議において当総務文教常任委員会に付託されました議案第63号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例についてから議案第67号、喜界町災害対策基金条例の制定についてまでの審査が終了しましたので、報告いたします。

議案第63号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例について。喜界町手数料条例と喜界町手数料徴収規則の条文内で定めている証明書等に係る金額が重複して定めてあり、定めている内容を見れば定めていることで十分な条例となっています。そのため条例に定めがなく、規則に定めがある手数料減免の条文を条例に追加し、規則を廃止するものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第64号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。明るい選挙推進協議会委員の報酬を新たに加えるものです。今までは報償費で支払っていたが、報酬で支払うのが妥当ということで日額3,000円を加えるものです。この条例は公布の日から施行する。

議案第65号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について地方税法施行令の一部を改正する。令和2年政令264号による基礎控除額相当分の基準を43万円に引き上げる等の改正。令和3年1月1日施行に伴い、条例の改正を行うものであります。附則、この条例は令和3年1月1日から施行する。この条例による改正後の喜界町国民健康保険税条例の設置規定は令和3年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第66号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。この条例は、租税法の改正により割合自体の引下げに加え、同法に規定され

ていた特例基準割合が、利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されました。地方税法でも同様の改正があり、関係条例の改正を行うため制定するものです。附則、この条例は令和3年1月1日から施行する。

議案第67号、喜界町災害対策基金条例の制定について。近年の大型台風、豪雨等の発生に備え災害リスク低減、そして基盤整備をはじめとしたハード、ソフト広範囲に及ぶ減災事業をまちづくりの一環として取り組むためには、それ相応の予算の確保が必要である。災害時の被害を最小限にして、リスクマネジメントとして防災減災事業のための財源確保のために基金条例を制定するものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で審査を終了し、討論なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（安田英次郎君）

続いて、産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第64号、66号、68号から70号について一括して御報告いたします。

議案第64号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。当委員会分について御報告いたします。第2条（80）喜界町堆肥センター建設運営検討委員報酬を日額3,000円とするもので、これまで報償費で支払っていましたが報酬で支払うための改正との説明がありました。（81）喜界町障害者施策推進協議会委員報酬を日額5,000円とするもので、委員構成については社会福祉協議会、徳洲会病院、はまゆり学園、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、大島養護学校喜界支援教室教諭等となっているとの説明がありました。附則、この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第66号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。地方税法の改正による文言の変更で、特例基準割合を延滞金特例割合と改めるもので、なお割合を変更するものではないとの説明がありました。附則、この条例は令和3年1月1日から施行する。

次に、議案第68号、喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について。これまで非課税世帯のこども医療費は、就学前まで窓口負担がなかったものを18歳まで窓口負担をなしとするための条例改正と、こども医療費助成金受給者証を資格者証から受給資格者証へ改めるものとの説明がありました。附則、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日以降の診療分から適用する。

次に、議案第69号、喜界町漁港管理条例の一部を改正する条例について。漁港の占用期間を1月から10年を超えることができないと改めるもので、水産庁からの通達で、港湾、道路、河川といった公共管理物については、占用期間が最長で10年間となっており、漁港についても同様に改正するためとの説明がありました。これについて、10年を超える場合の対応についての質疑があり、その都度更新を行うとの答弁でした。附則、この条例は公布の日から施行する。

最後に、議案第70号、団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更について。第

2 地下ダム建設に伴う変更で、受益面積、取水設備、ファームポンド送水管等の変更と名称が喜界土地改良事業から喜界島土地改良事業へと改正するものとの説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果異議なしと認め、議案第64号、66号、68号から70号までは、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（安田英次郎君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号から議案第70号までの8件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第63号から議案第70号までの8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例についてから議案第70号、団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更についてまで、以上8件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○副議長（安田英次郎君）

日程第17、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。

去る12月4日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査が終了いたしましたので報告いたします。

当委員会は12月7日、委員全員出席の下、委員会を開催し、日程を1日間と定め審査をいたしました。

陳情者は喜界町志戸桶4588の1、濱崎くみ子氏であります。陳情内容は、教材研究や授業準備の時間を十分に確保するために教職員定数改善の施策や複式学級の解消に向けての国の定数基準を改めるよう措置を講じること、教育の機会の均等、水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合の2分の1の復元を求めるものであります。

各委員の意見は子供の教育環境の充実につながるもので必要であるとのことで、当委員会は陳情第3号の願意は妥当であると認め、討論なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（安田英次郎君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第3号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号、報教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択されました。

△ 日程第18 発議第5号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）について

○副議長（安田英次郎君）

日程第18、発議第5号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）について、生駒弘君ほか3名より提出されておりますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号については、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続きなどにつきましては一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第19 発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）について

○副議長（安田英次郎君）

日程第19、発委第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）について、総務文教常任委員長より提出されていますので議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、発委第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続きなどにつきましては一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第20 同意第15号 監査委員の選任について

○副議長（安田英次郎君）

日程第20、同意第15号、監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました同意第15号、監査委員の選任についてお願いいたします。

監査委員である基井宏信氏が令和2年12月31日付で退任することに伴い、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字早町303番地の1、氏名、孝志眞人。生年月日、昭和26年12月6日生まれでございます。お手元に履歴書を添付してございます。

同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（安田英次郎君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

討論なしと認めます。

これから、同意第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○副議長（安田英次郎君）

起立多数です。したがって、同意第15号、監査委員の選任については、同意することに決定

しました。

△ 日程第21 議員派遣の件について

○副議長（安田英次郎君）

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することとした
と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決
定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いた
いと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査の件について

○副議長（安田英次郎君）

日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申請書の
とおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること
に決定いたしました。

△ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○副議長（安田英次郎君）

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会
議日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（安田英次郎君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第4回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日
鹿児島県喜界町議会
議長 榮 哲治

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開、休業の延長、再休業、夏季長期休業の短縮などの措置がとられる学校がありました。今も学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、学習指導・生活指導上の解決すべき諸課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月11日
鹿児島県喜界町議会
議長 榮 哲治

内閣総理大臣	菅	義偉	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	武田	良太	殿
文部科学大臣	萩生田	光一	殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第56号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号 陳情第3号	令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について 喜界町災害対策基金条例の制定について 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
産業福祉 常任委員会	議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第64号 議案第66号 議案第68号 議案第69号 議案第70号	令和2年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について 令和2年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について 喜界町漁港管理条例の一部を改正する条例について 団体営喜界土地改良事業計画書（維持管理）の一部変更について